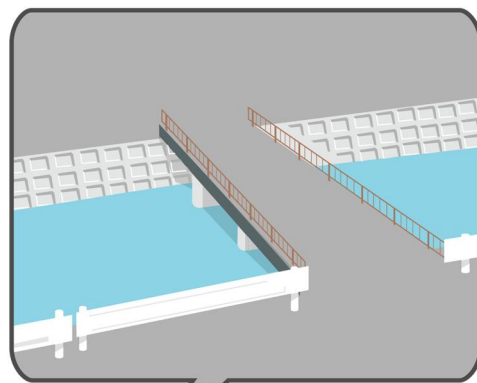
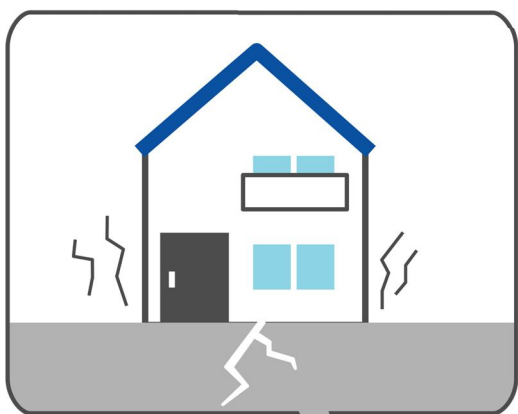
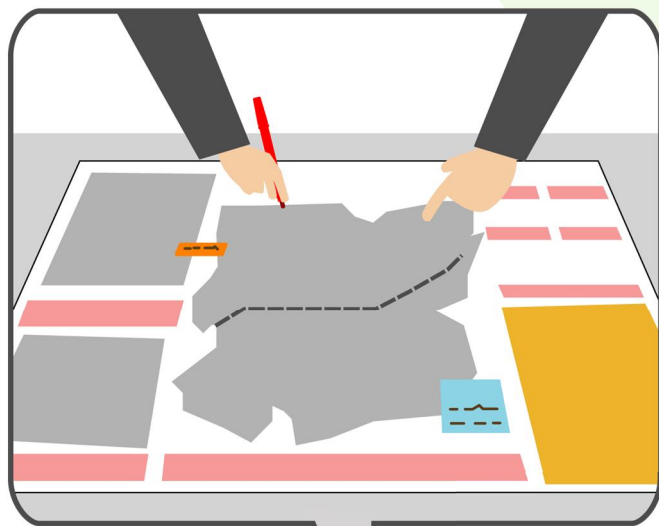


尾張旭市 国土強靱化地域計画



令和8(2026)年3月改定

目次

第1章 計画の策定趣旨等

1 計画の策定趣旨	1
2 計画の位置づけ等	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 対象とする区域	1

第2章 尾張旭市の地域特性等

1 尾張旭市の地域特性	3
2 尾張旭市に影響を及ぼす大規模自然災害	3
(1) 想定するリスクの考え方	3
(2) 地震により想定される被害	3
(3) 豪雨・洪水による過去の被害と想定される被害	7
(4) その他の大規模自然災害による過去の被害と想定される被害	8

第3章 尾張旭市の強靱化の基本的な考え方

1 尾張旭市の強靱化の基本目標	9
2 尾張旭市の強靱化を進める上での留意事項	9

第4章 尾張旭市の脆弱性評価と強靱化の推進すべき施策の方針

1 脆弱性の評価	10
(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	10
(2) 脆弱性評価結果	12
2 推進すべき施策の方針	13
目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	13
目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	18
目標3 必要不可欠な行政機能を確保する	27
目標4 経済活動を機能不全に陥らせない	30
目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	34
目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	38

第5章 計画推進の方策

1 計画の推進体制	42
2 計画の進捗管理	42
3 計画の見直し	42

(別紙) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	43
------------------------	----

第1章 計画の策定趣旨等

1 計画の策定趣旨

平成 25(2013)年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

基本法では、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりの推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

また、平成 26(2014)年 6 月には、基本法に基づく国土強靱化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定され、続く令和 5(2023)年 6 月の基本法の改正を受けて同年 7 月に基本計画が改定されました。これを受けて、愛知県においても令和 7(2025)年 3 月に「愛知県地域強靱化計画」が改定されました。

こうしたことを受け、令和 2(2020)年 7 月に策定した「尾張旭市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を引き続き本市で大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興が可能な「強靱な地域」をつくりあげるため、国の国土強靱化政策や愛知県の強靱化に関する施策との調和を図りながら、本市の強靱化に関する指針として見直すものです。

なお、この「強靱な地域」をつくりあげることは、「持続可能な開発目標（SDGs）」で目指す方向性とも合致するものであり、本市の強靱化に係る様々な取組を通じて、SDGs の目標 11 にある「住み続けられるまちづくりを（包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する）」のゴールの達成に貢献するものです。

2 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

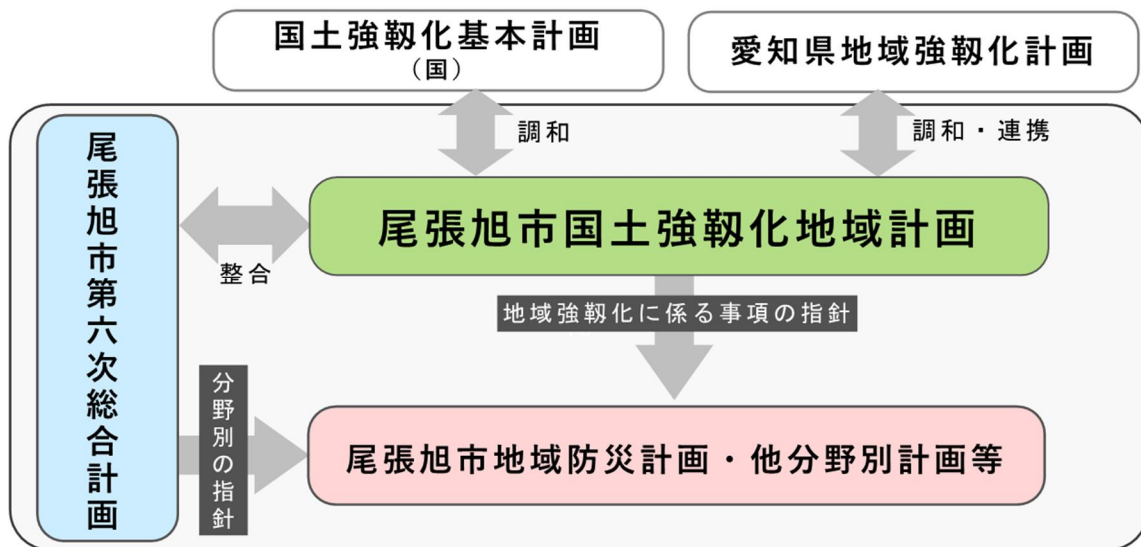
本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画に当たるものであり、地域の強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有します。

このため、尾張旭市総合計画や尾張旭市地域防災計画など本市の全ての関連する計画等で、地域の強靱化に係る部分については、本計画が指針となることから、今後それらの計画の見直しを行う際には、地域の強靱化に係る必要な施策を位置づけ具体化し、地域の強靱化を確実に推進していくものとします。

(2) 対象とする区域

本計画の対象区域は尾張旭市全域とします。

ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生した場合など、広域連携が必要になることが考えられるため、国、県、近隣自治体等との連携・協力も考慮した内容とします。



尾張旭市国土強靱化地域計画の位置づけ

第2章 尾張旭市の地域特性等

1 尾張旭市の地域特性

本市は、愛知県の北西部、濃尾平野の東部にあり、尾張丘陵とこれを侵食した矢田川の流域に広がっています。東部に瀬戸市、西部及び北部に名古屋市、南部に長久手市に接し、その市域は、東西 5.7 km、南北 5.6 km、面積は 21.03 km²となっています。

地形は、北部の丘陵地帯、中央部の沖積平野、南部の洪積台地に分けることができ、北部丘陵は、森林公園に代表されるように緑地帯が多く、ため池が大小いくつも見受けられ、市内を東西に流れる矢田川の右岸は、肥沃な沖積平野となっています。

また、左岸の本地ヶ原では、洪積層が広がっており、北部丘陵の地質は、新生代第三紀鮮新世に属する堆積層で、瀬戸層群矢田川累層と呼ばれ、礫層、砂層、シルト層を主体として、火山灰や亜炭層を伴っています。丘陵部によって囲まれた低地は、矢田川によってできた平野部であり、沖積層が堆積しています。

本市の気候は、比較的温暖で年間を通じて快晴が多く、特に冬季は、晴天が続き降雪日もそれほど多くありません。名古屋地方気象台の記録によれば、年間平均気温は概ね 16℃であり、年間降水量は 1,600 mm 程度で、6、7、9 月に多く降るとされています。

太平洋岸の他地域に比べると夏季の降水量は若干少ないうえ、高温で干天連続日数が長期にわたることがあります。また、冬季の気候は、季節風の「伊吹おろし」が吹き、日本海側から雪を運んでくることもあります。

2 尾張旭市に影響を及ぼす大規模自然災害

(1) 想定するリスクの考え方

本市に被害が生じる大規模自然災害全般〔地震、風水害（豪雨、洪水）、土砂災害、異常渇水〕を対象とします。

なお、被害については、地震や豪雨災害など、具体的な想定がある災害はこれを用い、具体的な想定がない災害は過去の災害事例等を参考に想定し、必要に応じて見直していきます。

(2) 地震により想定される被害

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は次のとおりです。なお、各々の被害想定については、平成 26(2014)年度に本市が独自に算定しました。

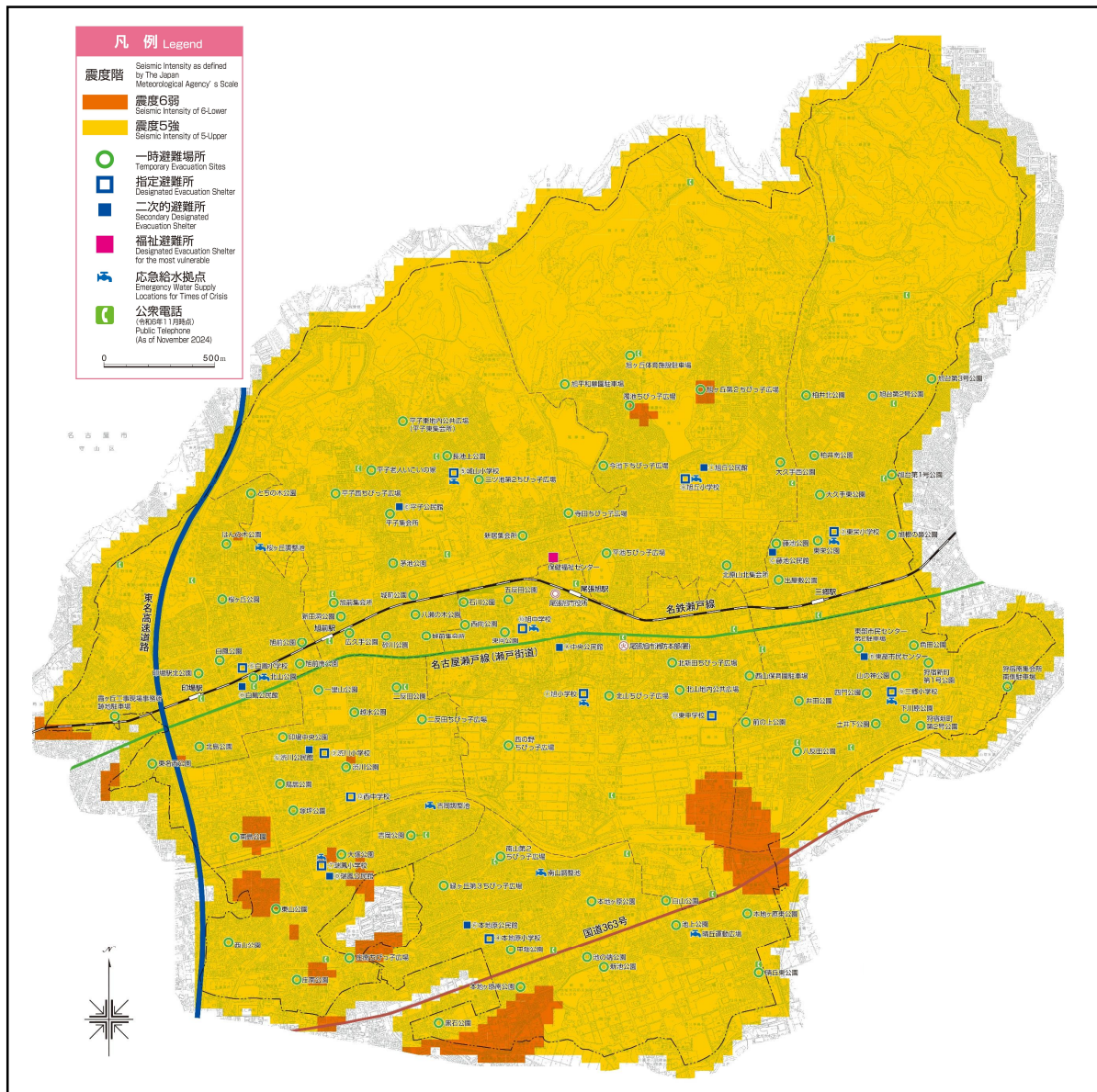
- ア 東海・東南海連動地震
- イ 東海・東南海・南海三連動地震
- ウ 南海トラフ巨大地震
- エ 猿投一高浜断層帯地震（内陸型地震）

これらのうち、ア、イ、ウの南海トラフで発生する地震は、その発生確率や被害規模から、本市としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものです。

南海トラフで発生する地震には多様性があり予測困難なものではありますが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定します。

【地震及び被害の想定】

		南海トラフ地震（過去最大）
地震の規模		M8.7
震源の位置		紀伊半島沖
本市の震度		震度5強から6弱
人的被害	死者	17人
	負傷者	426人
建物被害	全壊	418棟
	半壊	1,052棟
最大避難者数（概算）		8,262人
避難所への避難者		4,131人



南海トラフ地震（過去最大）震度階マップ

凡例 Legend

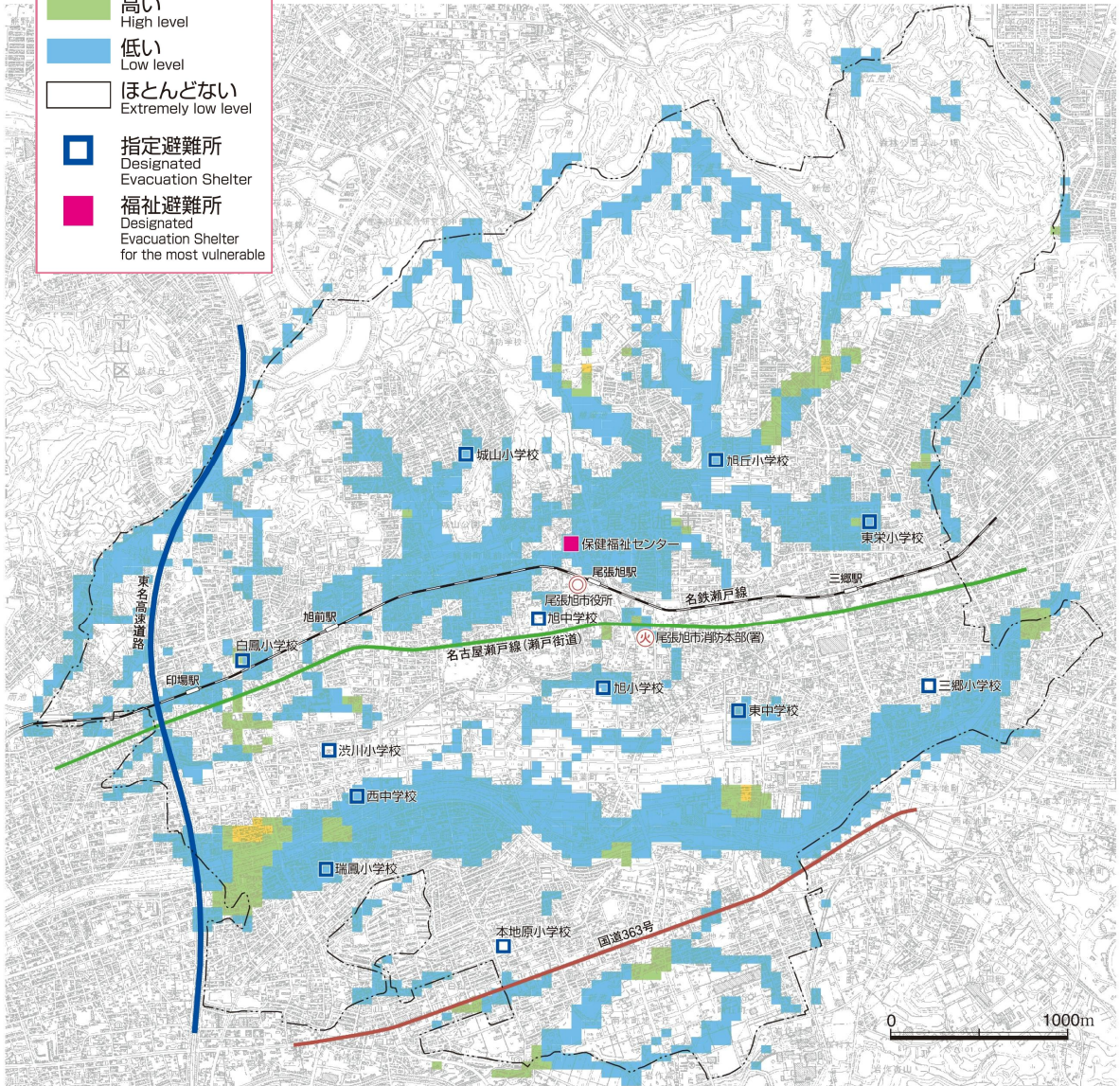
液状化危険度
Liquefaction hazard level

- 極めて高い
Extremely high level
- 高い
High level
- 低い
Low level
- ほとんどない
Extremely low level

指定避難所
Designated Evacuation Shelter

福祉避難所
Designated Evacuation Shelter for the most vulnerable

◆液状化現象について
地震発生時の振動により、地面が一時的に液体状に変化する現象です。液状化が起こることによって、マンホールが浮き上がったり、建物が傾いたりする危険性があります。



南海トラフ地震（過去最大）液状化危険度マップ

第1章
計画の策定趣旨等

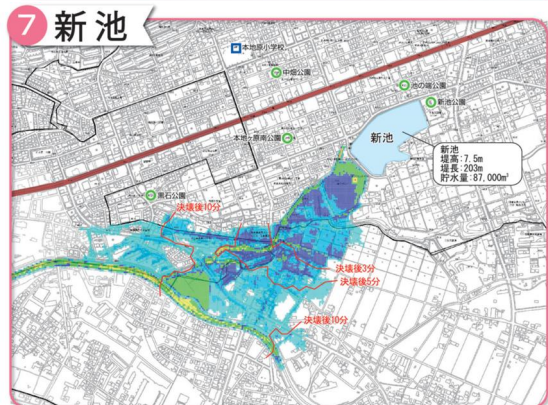
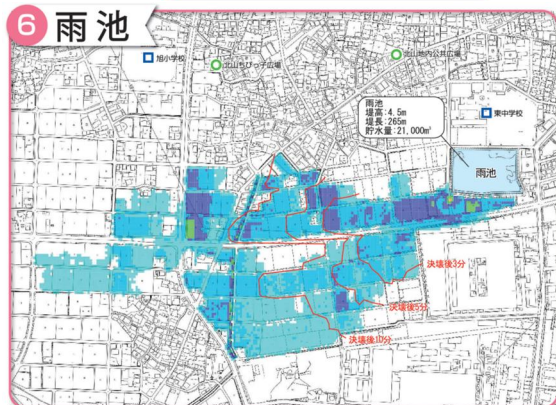
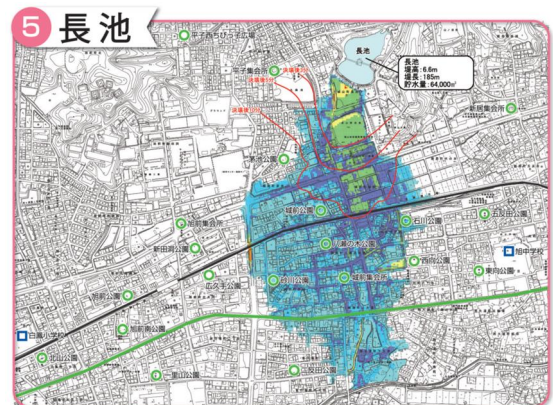
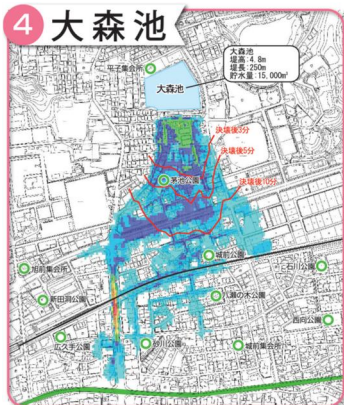
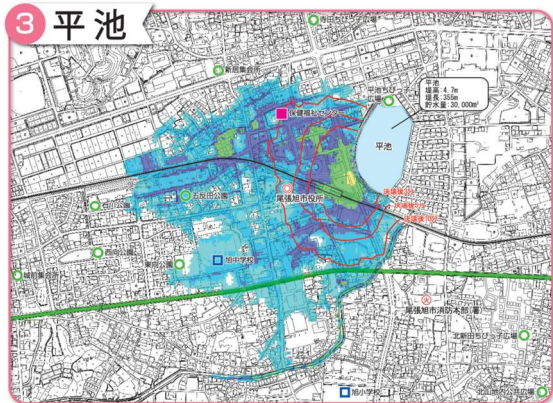
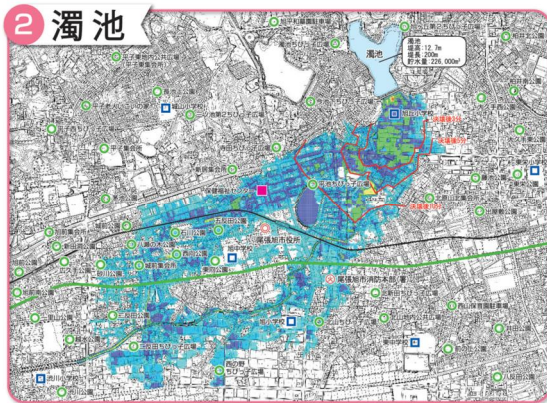
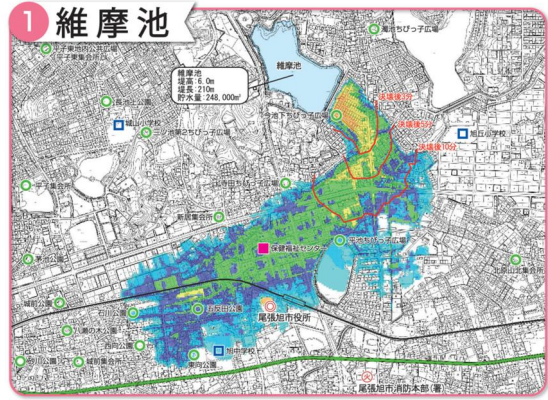
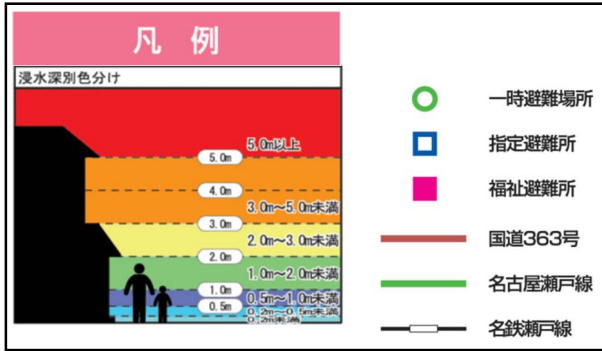
第2章
尾張旭市の地域特性等

第3章
尾張旭市の強靱化の基本的な考え方

第4章
尾張旭市の脆弱性評価と強靱化の推進すべき施策の方針

第5章
計画推進の方策

(別紙)
リスクリオコこの脆弱性評価結果



ため池ハザードマップ

(4) その他の大規模自然災害による過去の被害と想定される被害

ア 土砂災害

本市には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて指定されている土砂災害警戒区域が26箇所あります。

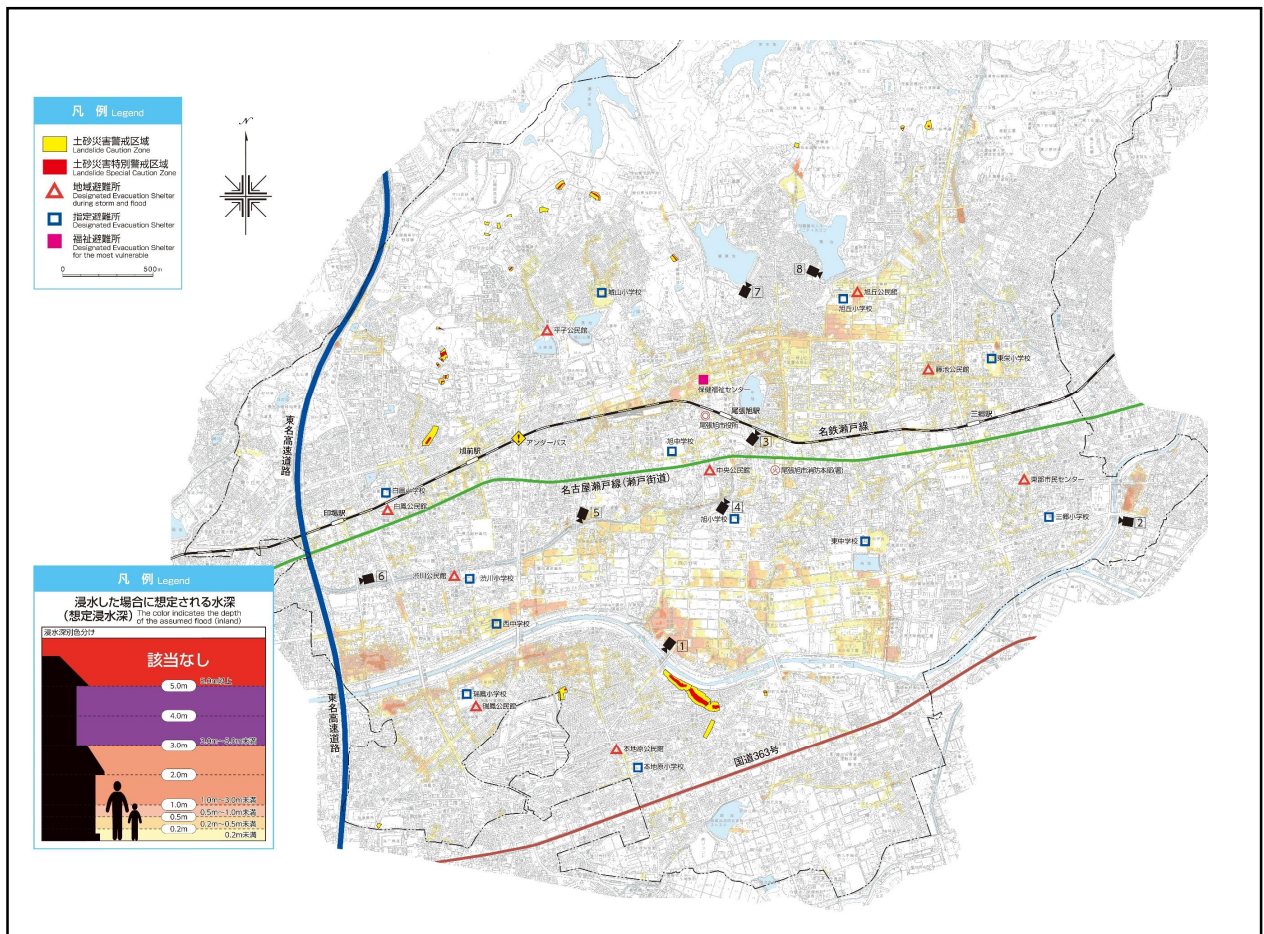
また、その中でも住宅などが損壊し、市民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある土砂災害特別警戒区域が17箇所あり、降雨等によりがけ崩れが発生し、付近の建築物等に土砂の流入等の被害がもたらされることが想定されます。

イ 異常渇水

短時間豪雨の発生回数が全国的に増加傾向にある一方で、年間の降水日数は減少しており、毎年のように取水制限が生じています。また、将来においても、無降水日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が予測されており、気候変動により、渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されています。

平成6(1994)年渇水では、九州北部、瀬戸内海沿岸、東海地方を中心とした地域の各地で上水道の供給が困難となり、時間指定断水などの給水制限が実施されました。

本市においても、8月18日から8月31日まで実施された時間給水（最長19時間断水）により、最大23,022世帯に影響を及ぼしました。



内水・土砂災害ハザードマップ

第3章

尾張旭市の強靱化の基本的な考え方

1 尾張旭市の強靱化の基本目標

基本法第 14 条において、本計画は、「国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、基本計画及び愛知県地域強靱化計画や基礎自治体の役割などを踏まえ、以下のとおり基本目標を設定しました。

- ① 市民の生命を最大限守る。
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- ③ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする。

2 尾張旭市の強靱化を進める上での留意事項

基本計画で示されている「基本的な方針」も踏まえ、「本市の強靱化を進める上での留意事項」を以下のとおり取りまとめ、取組を進めていくこととします。

- ▶ 市民の生命と財産を守る防災インフラ（道路、上下水道等）の整備・管理
- ▶ 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
- ▶ デジタル等新技術の活用による強靱化施策の高度化
- ▶ 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
- ▶ 地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）

第4章

尾張旭市の脆弱性評価と強靱化の推進すべき施策の方針

1 脆弱性の評価

(1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

基本目標を達成し、尾張旭市を強靱化する意義を実現するために必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、尾張旭市の強靱化の現状と課題を示します。

脆弱性評価にあたり、愛知県地域強靱化計画をもとに、尾張旭市の地域特性等を踏まえ、項目の追加や削除、表現の修正を行い、6つの「事前に備えるべき目標」と29の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関等の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		4-2	有害物質の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・経済活動への影響
		4-4	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林等の被害に伴う被害の拡大・多面的機能の低下

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設等の長期間にわたる機能停止
		5-5	幹線道路の分断など、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		6-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-7	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ等による経済等への甚大な影響

第1章
計画の策定趣旨等

第2章
尾張旭市の地域特性等

第3章
尾張旭市の強靱化の基本的な考え方

第4章
尾張旭市の脆弱性評価と強靱化の推進すべき施策の方針

第5章
計画推進の方策

(別紙)
リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

(2) 脆弱性評価結果

国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、本市における脆弱性の分析・評価を別紙「リスクシナリオごとの脆弱性評価結果」のとおり実施しました。

リスクシナリオごとの達成度・進捗の把握にあたっては、リスクシナリオとの関連性や客観性等に着目して、リスクシナリオごとに重要業績指標（KPI）をできるかぎり選定しました。リスクシナリオごとに選定した重要業績指標は、別添「尾張旭市国土強靱化地域計画アクションプラン」及び「個別事業一覧表」にて進捗管理を行います。

次ページ以降の「(第4章2) 推進すべき施策の方針」及び「(別紙) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果」の見方を以下に示します。

(別紙) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	(第4章2) 推進すべき施策の方針
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</p> <p>起きてはならない最悪の事態</p> <p>1-1 大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生</p> <p>事前に備えるべき目標</p> <p>(住宅・建築物等の耐震化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震による死傷者の発生を防止するため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等による被害を最小限に抑える必要がある。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ必要がある。 ○ 住宅・建築物の耐震化については、耐震診断や耐震改修に係る支援の多様な手法を組み合わせ、耐震化を進める必要がある。 <p>① リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)</p> <p>(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認を進める必要がある。 ○ 大規模地震等の道路閉塞のリスクを軽減するため、市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を推進するとともに、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する必要がある。 <p>(避難場所の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の緊急避難の場や一時避難場所となる公園、緑地、広場等の整備 <p>② 脆弱性評価 (別紙) リスクシナリオを回避するため、最悪の事態に対する脆弱性を分析し課題を記載</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ</p> <p>1-1 大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生</p> <p>(住宅・建築物等の耐震化等の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。 ○ 住宅・建築物の耐震化については、耐震診断や耐震改修に係る支援等の多様な手法を組み合わせ、耐震化を進める。 ○ 老朽化マンションについては、再生や除却につながる新たな制度や耐震化の必要性に対する認識の向上に努める。 ○ 超高層建築物等については長周期地震動の影響を考慮した安全性の検証や家具の転倒・移動による危害防止対策を進める。 <p>(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認を進める。 ○ 大規模地震等の道路閉塞のリスクを軽減するため、市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を推進するとともに、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する。 <p>(避難場所の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の緊急避難の場や一時避難場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。 <p>(施設等の質の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設・計画的に整備する等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。 <p>③ 強靱化の推進方針 (第4章2) 脆弱性の評価結果をもとに、必要な取り組みべき施策・強靱化のための対応方策を記載</p> </div>

2 推進すべき施策の方針

前節(2)で整理したリスクシナリオごとの脆弱性評価の結果を踏まえた推進すべき施策の方針は次のとおりです。

これらの強靱化施策の推進に当たっては、リスクシナリオごとの強靱化施策が分野横断的な施策群であり、いずれも、複数の主体が連携して行う取組により一層効果が発現することを踏まえ、関係者間で重要業績指標等の具体的数値指標に関係するデータを共有するなど、推進方針に掲げた目標の実現に向けて実効性・効率性が確保できるよう十分に留意することとしました。

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化等の促進)

- 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ。
- 住宅・建築物の耐震化については、耐震診断や耐震改修に係る支援等の多様な手法を組み合わせ、耐震化を進める。
- 老朽化マンションについては、再生や除却につながる新たな制度や耐震化の必要性に対する認識の向上に努める。
- 超高層建築物等については長周期地震動の影響を考慮した安全性の検証や家具の転倒・移動による危害防止対策を進める。

(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)

- 地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等を進める。
- 大規模地震等の道路閉塞のリスクを軽減するため、市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を推進するとともに、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する。

(避難場所の確保)

- 市民の緊急避難の場や一時避難場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する。

(施設等の質の向上)

- 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進する。

(公共施設等の防災機能強化)

- 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進めるとともに、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する。また、トイレ整備や空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する。なお、私立学校施設の耐震化等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。

(エレベーターへの閉じ込め防止)

- 地震時に閉じ込めが起こりやすく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進するとともに、エレベーターが緊急停止した場合の、閉じ込められた乗員の救出策を検討する。

(空き家の適正管理と解消)

- 周辺の住環境へ影響を与える空き家については、所有者に適正な管理を促すとともに、必要に応じて管理不全空家や特定空家等の認定を行い解消に努める。

(防災・減災対策の不断の検討)

- 地震による多数の死傷者の発生を防止するため、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定への推計・見直しを適宜実施し、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する。

(自主防災組織等の充実強化の促進等)

- 災害対応機関等の災害対応力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る仕組みの構築等の推進と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、地域防災力の充実強化を図るため、自主防災組織等の活性化や消防団が使用する車両・資機材の充実、消防団拠点施設の耐震化の促進、教育訓練等を継続的に推進する。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)

- 地震の発生から揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等をとる時間を確保するため、緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(火災に強いまちづくり等の推進)

- 大規模火災のリスクが高い低層の木造建築物が密集した市街地において、不燃化された共同住宅の建築を推進するとともに、災害時の避難や延焼遮断機能を有する道路、公園等の整備を促進する。さらに、これらの整備を面的に進める土地区画整理事業や市街地再開発事業を推進し、火災被害の拡大を防ぐため、市街化区域内における公園緑地整備等、オープンスペースの確保を図る。

(感震ブレイカー等の普及)

- 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレイカー等の普及促進を図る。

(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)

- 低層の木造建築物が密集した市街地の解消に向けて引き続き取組を進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等、ソフト対策を強化する。また、密集市街地以外において

も、強風等の条件下で火災が広がるおそれがあることから、火災対策を推進する。

(水道防災の推進)

- 上下水道耐震化計画に基づき、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する水道管路の耐震化を促進する。また、災害時においても速やかな機能確保ができるよう整備した耐震性貯水槽等の応急給水拠点の周知を図るとともに、地域住民との訓練等により応急給水の充実を図る。

(住宅・建築物の耐震化の促進)

- 住宅・建築物の耐震化については、耐震診断や耐震改修に係る支援等の多様な手法を組み合わせ、耐震化を進める。

(既存不適格建築物等の安全性向上の促進)

- 直通階段が一つの既存不適格建築物等の安全性向上のため、2方向避難の確保や避難経路・上階の防火・防煙対策を推進するとともに、当該建築物における適切な避難行動を周知する。

(公共施設等の耐震化の推進・促進)

- 公共施設、医療施設、社会福祉施設等について耐震化を進める。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める。

(消防団等の充実強化の促進等)

- 地域防災力の向上を図るため、消防団員を確保するとともに、装備や訓練の充実、自主防災組織等との連携強化を推進する。

1-3 突発的又は広域的な市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生

(ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進)

- 将来見込まれる気候変動を踏まえ、引き続き治水計画等を見直す。
- 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、県が実施する河川堤防の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修などに協力するとともに、管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する。
- 大規模水害を未然に防ぐため、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなどの作成、地域水防力の強化等のソフト対策を推進する。

(立地の適正化)

- 安全・安心な居住環境を維持・確保するため、立地適正化計画に基づく適切な居住誘導等の取組を進める。

(河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進)

- 河川の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する。

(河川の改修)

- 河川整備計画に基づいた河川改修の促進や、適切な維持管理を行うよう愛知県に要望を行う。

(浸水想定区域の周知・見直し)

- 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表し、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る。

(橋梁や排水施設等の強化)

- 河川の増水により、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失を防ぐため、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替えの検討等を推進する。また、強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

(ため池・農業用排水施設等の防災対策の推進等)

- 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を推進する。また、県と連携し、ソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップ作成等を進める。

(田んぼダムの推進)

- 「田んぼダム」の取組を広げていくため、農地整備事業等により水田の貯留機能を向上させる農地整備を進める。

(学校施設の浸水対策の推進)

- 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を進める。なお、私立学校施設の浸水対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。

(グリーンインフラの推進)

- 自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるため、様々な関係者による連携・協力体制の構築を図る。また、社会資本整備や土地利用に係る様々な取組にグリーンインフラを波及させるとともに、民間の参入や投資の拡大も取り込みながら継続的にグリーンインフラを推進する。

(住宅・建築物の屋根の耐風対策)

- 台風等の強風により屋根被害が発生することを防ぐため、住宅・建築物の瓦屋根の耐風対策を促進する。

(消防団の充実強化等)

- 消防団の充実強化とともに、水防活動の効率化・高度化を図るため、活動現場の状況報告や情報集約、共有等にデジタルデバイスの活用を検討する。

(気候変動を踏まえた防災の推進)

- 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加や台風の大型化等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変

動に対する国及び県の動向を踏まえて、対応策を検討する。

(災害対応力の強化)

- 他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や市における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。

(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等) (再掲)

- 地域防災計画の普及・啓発等により、市民等の自発的な防災行動計画（マイ・タイムライン）の作成を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進し、地域防災力の強化を図る。

(水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進)

- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む。

1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫など）等による多数の死傷者の発生

(土砂災害対策の推進)

- 豪雨のみならず南海トラフ地震等、将来発生が予想されている大地震を踏まえて人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える基礎的なインフラを守るため引き続き砂防施設等の整備により土砂・流木災害対策を推進する。
- 土砂災害警戒区域等の周知や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の市民への周知を図る。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
- 盛土等に伴う土砂災害を防止するため、盛土等の安全性の把握・確認等を進める。

(ため池・農業用排水施設等の防災対策の推進等) (再掲)

- 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を推進する。また、県と連携し、ソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップ作成等を進める。

(山地災害、森林等の保全機能の低下への対応)

- 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養機能等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林を推進する。森林の整備に当たっては、必要に応じ森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る。

(亜炭坑跡地対策の促進)

- 亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業について、許可権者である国に継続的な支援制度の創設を要望していく。

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害対応の体制・資機材強化)

- 自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保を推進する。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。さらに、市内において、応援部隊の一次集結やベースキャンプ機能を果たす防災拠点の整備検討を進める。

(災害対応業務の実効性の向上)

- 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する。
- 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
- 地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を行政関係機関へ伝達できる仕組みを構築する。

(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)

- 地域における活動拠点となる消防施設等の耐災害性を更に強化する。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進)

- 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施できるよう、道路拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める。
- 装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開といった活動を円滑に行う。

(住宅・建築物等の耐震化の促進)

- 住宅・建築物等の耐震化を進め、死傷者の発生を抑制する。

(避難行動要支援者の救助・救急活動)

- 個別避難計画の作成を促進するとともに、避難行動要支援者一人ひとりが災害時に的確な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組などを推進する。

(消防団員の確保)

- 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する。

(消防団等の充実強化の促進等) (再掲)

- 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
- 消防団や女性消防クラブ、少年少女消防団との連携強化を図るとともに、施設や車両、装備品などの計画的な整備により、消防活動や大規模災害への対応強化に取り組む。

(後方支援を担う新たな防災拠点の確保)

- 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。

(いのちと暮らしを支える交通環境の形成)

- 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保等、複数の手法を適切に組み合わせて対処する。

(ヘリコプターやドローンを活用した情報収集)

- 発災時に被害情報の把握が遅れることで救急・救助活動等に支障が出るおそれがあるため、ヘリコプターやドローン等を活用した被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図る。

(防災協力農地として利用できる都市農地の確保)

- 都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置き場、食料品の供給拠点等として活用する防災協力農地の検討を行う。
- 各農業団体と連携し、農業従事者への支援や後継者問題への対応など地元農業の活性化に取り組む。また、学校給食で地域の農産物を提供するなど地産地消による食育を推進する。

2-2

医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

(医療施設における自立・分散型エネルギー供給の促進)

- 災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の自家発電設備の強化を実施する。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、自立・分散型エネルギー設備の導入、LPガスや灯油など、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する。

(医療リソースの供給体制の確立)

- 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医

療リソースの供給体制を確立する。

- 今後発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害への備えとして、災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、救急医療機関等に対して、病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備(受水槽、地下水利用施設)の設置等を推進する。

(連絡体制・通信手段の確保等)

- 災害発生時において社会福祉施設等の被災状況や支援ニーズ等を把握するとともに、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげる。

(医薬品等の供給確保)

- 大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給確保については、有事の際に効果的な対応ができるよう、県との連携体制を構築していくことや、必要に応じた医薬品等の供給計画や備蓄状況等の点検・見直しを協定締結先等に求める。

(被災者の保健医療福祉ニーズへの対応)

- 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る。
- 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する。

(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)

- 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、代替性確保のための幹線道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、下水道のマンホール浮上対策、環状交差点の活用、洪水・土砂災害対策等を進める。
- 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める。
- 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、関係機関が連携し、自動車の通行に関する情報を迅速に把握し、緊急輸送の確保をはじめとした交通対策への活用を進める。また、通行止め等の交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。

(民間事業者との連携による燃料の確保)

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、石油燃料を確保する。
- LPガス協会と災害時の優先供給協定を締結し、災害時におけるLPガスを確保する。

(社会福祉施設の災害対応機能の強化)

- 社会福祉施設の耐震化や非常用電源の確保など、災害対応機能の強化を図る。

(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)

- 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る。

(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)

- 災害時において要配慮者に対して緊急に対応できるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する。

(住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進)

- 多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む。

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生

(避難所における良好な生活環境の確保等)

- 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等に基づき、スフィア基準等を踏まえた避難所の適切な設置・運営等に資する取組を推進する。
- 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みを研究する。
- 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要がある、避難所運営を始めとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組を推進する。また、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2(2020)年5月)」を踏まえ、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るとともに、自主防災組織や消防団等においても女性の参画を拡大する。

(避難生活における要配慮者支援)

- 高齢者や障がい者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る。また、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する。
- 災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する。

(被災者の健康管理)

- 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安等が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
- 大規模な自然災害の発生に伴い、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないようにする等、必要に応じた対応が可能な体制を維持する。
- 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する。

(避難所の運営体制等の整備)

- 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、外国人等の被災者の多様

性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアルの作成を促進する。また、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を促す。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。

- デジタル技術を活用した機器の利用やシステム導入など、災害情報の伝達や避難所運営などの災害対応業務の効率化に取り組む。
- 社会福祉に精通した職員・NPO等の避難所運営への参画を図る。

(ペット防災の推進)

- 避難所におけるペット受入れ体制の整備等を推進する。

(避難行動要支援者への支援)

- 市における避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別避難計画の策定を促進することなど、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援を行う。

(避難所以外への避難者の対策の促進)

- 車中泊避難や在宅避難など、多様な避難の在り方を踏まえて、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」への転換に適切に対応し、避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、対策を強化する。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成等の事前準備を促進する。

(避難所の耐震化等の推進)

- 洪水時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和2(2020)年6月）」を踏まえた対策を推進する。
- 学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水・土砂災害対策、防災機能強化等を推進する。なお、私立学校施設の老朽化対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける。
- 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する。
- 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備など、衛生的なトイレの確保に関する取組を促進する。

(ごみやし尿の処理体制の構築)

- ごみやし尿による避難生活環境の悪化を防止するため、発災後の様相を想定した、ごみやし尿の収集運搬体制・処理体制の構築を促進する。

(火葬体制の確保)

- 県内市町村や他都道府県の火葬場を活用した、「広域火葬」を実施する体制の整備に努める。

(地区防災計画の策定・充実の促進)

- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な防災行動計画（マイ・タイムライン）の作成を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 地域の様々な社会問題に対応するため、自治会やボランティアなど市民による多様かつ主

体的な活動が行われるよう、地域コミュニティの活性化に向けた取組を積極的に行う。

(住宅・建築物の耐震化等)

- 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進め、収容力の低下を防ぐ。

(備蓄等の促進)

- 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、断水時における地下水、雨水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を行う人材育成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする。
- 自主防災組織などと情報共有しながら必要な資機材や食糧の備蓄を進めるとともに、避難者の受け入れ体制を整備する。
- 被害の小さかった住宅の市民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を促す。

(避難に関する自治体の相互連携)

- 多数の避難者に相当する収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める。また、市域をまたいだ広域避難について、自治体間の災害時応援協定を基本とした、相互の避難者受入体制の整備を図る。

2-4

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(応急用食料や生活必需品等の調達)

- 食料物資や生活必需品が調達できない場合を回避するため、平時に民間事業者等の協力の下、応急用食料や生活必需品の調達可能量の調査を行い、備蓄等により物資の不足が生じないようにする。また、耐震性備蓄倉庫の整備を図る。
- 応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続する。さらには、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘察して、最適な食料供給の方法を検討するとともに、調理の必要性も勘察し、調達方法と合わせて精査する。

(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)

- 飲料水に関しては、応急給水拠点の周知を図るとともに、地域住民との訓練等により応急給水の充実を図る。

(上下水道施設の耐震化等の推進)

- 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する。

(燃料供給の確保)

- サービスステーションの燃料在庫能力の強化を図るとともに、サービスステーションにおける防災訓練を促す。
- 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、地方公共団体・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備える。
- 避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス（都市ガス）利用設備の導入を行うことで、避難者の安全性確保、災害時における重要施設の機能維持が図れるよう備える。
- 災害時の燃料として有効性が高いLPガス・関連機器（カセットコンロ等）について避難施設や家庭等への普及を推進する。

（輸送ルートの確保対策の実施）

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を推進する。また、交通麻痺により物資が運べなくなることを抑制できるよう、道路構造物の液状化対策を推進する。
- 大規模地震発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する。
- 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐために、現地に燃料等を輸送する体制づくりを進める。引き続き、訓練等を通じ関係機関との協力体制の強化に努める。

（迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備）

- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

（食料・燃料等の備蓄）

- 想定避難想定者数の3日分の食料・飲料水を備蓄する。

（備蓄等の促進）（再掲）

- 市民に対して必要な非常持出品や備蓄品を備えておくよう周知啓発を促進する。

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱

（帰宅困難者等の受入態勢の確保）

- 大規模地震発生時に大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始することを防止するため、不特定多数が集まる駅施設等について、関連事業者の連携を強化し、多数の帰宅困難者の受入に必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る。滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進する。また、滞在者等の安全の確保に向けた取組を一層促進する。

(帰宅困難者等対策の推進)

- 大規模な地震が発生した場合における主要駅周辺地域等の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、ソフト・ハード両面の対策を推進する。
- 大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合に、緊急車両の通行を妨げる等応急活動に支障を来すことを防ぐため、行政機関や鉄道事業者等の関係者が連携し、帰宅困難者等対策を推進する。
- 平時より、一斉帰宅抑制の基本原則の普及を図るとともに、鉄道・バスの運行や道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や住宅の耐震化等、家族の安全を確信できる条件整備を進める。

(帰宅支援場所の整備)

- 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生・混乱を抑えるため、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる施設、広場等の整備を推進する。

(災害時の道路情報提供体制の強化)

- 交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事態を回避するため、通行止めなどの交通規制、渋滞等を提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す。
- 鉄道の運行再開について、速やかに運行を再開できるよう鉄道会社へ協力するとともに、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する。

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生**(衛生環境の確保等)**

- 感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。
- 災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する。
- 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する。

(医療活動を支える取組の推進)

- 大規模災害発生時、被災自治体の指揮調整機能の混乱、業務量増加、人手不足が生じ、円滑に保健医療福祉活動が進められず、健康危機管理対応が困難となることが懸念される。災害において防ぎ得る死と二次健康被害の最小化に対応するため、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の応援要請を行い、感染症対策や衛生管理、避難所の健康管理等が円滑に進むように受援体制を整える。
- 大規模な自然災害時において疫病・感染症等のまん延を防ぐためには、被災地における医療関係者不足の解消や医療施設の防災機能確保などにより医療機能が麻痺しないようにする。

(避難所等における衛生環境の確保)

- 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するため、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する。

- 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、0-157、新型コロナウイルスなどが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく。
- 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る。

(下水道施設の耐震化等)

- 大規模自然災害時においても、下水道が最低限有すべき機能を確保するため、下水道施設の耐震化、老朽化対策を早急に進めるとともに、下水道業務継続計画（BCP）の充実を促進する。

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱

(警察機能の確保と災害対処能力の強化)

- 本市を管轄する守山警察署（名古屋市守山区）に対し、災害時における警察機能の確保のため、警察活動に必要な通信設備・通信指令設備の更新整備や、機動警察通信隊等の対処能力の更なる向上などについて、県や警察本部と連携し、必要な要望・働きかけを行う。また、地域特性や実災害を踏まえた実践的訓練や関係機関との合同訓練を通じ、警察災害派遣隊との連携強化等、災害対処能力の一層の向上を図る。

(道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等)

- 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する広域交通管制システムを活用する。
- 交通情報の集約など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する。併せて、道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する。

(公共の安全等の秩序維持体制の整備)

- 警察、防犯パトロール隊等との連携の強化を図る。
- 治安の悪化等を防ぐため、市の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する。
- 平時より、防犯などに関する地域活動団体を支援するとともに、地域や警察、学校、各種団体と連携し、各世代に合わせた啓発を実施するなど、自衛や未然防止対策に取り組む。また、青少年の非行防止の活動に取り組む。

3-2 行政機関等の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下

(自治体の業務継続計画（BCP）の見直し)

- 災害対応現場の中心的役割を担う地方公共団体等の機能確保は、極めて重要であることから、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する。そのための業務継続計画（BCP）については、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する。
- 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った合同訓練等を継続していく。

(行政機関等の職員の不足への対応)

- 被災市町村への応援体制を整備するとともに、他の自治体からの応援を迅速・効率的に受

け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。

- 防災訓練や研修等を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図り、限られた人員でも臨機応変に対応することで十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある地方公共団体OB・OGの活用を検討する。その際、通信設備の整備・強靱化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入する。

(公共施設等の耐震化等の推進)

- 公共施設等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する。
- 電力供給遮断などの非常時においても、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する。

(防災拠点等の電力確保等)

- 防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のため、非常用電源の耐震化や水害対策を推進するとともに、給電車等による電力確保に努める。

(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)

- 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、消防庁舎、学校、社会教育施設（公民館）、社会体育施設等の耐震化等を促進する。

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)

- 災害情報システムや通信手段が途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図るとともに、情報伝達ルートの多重化を進める。

(情報発信体制の強化)

- 逃げ遅れを防ぐための情報発信や救助要請等の情報収集・共有等へのSNS活用を検討する。また、個人が発信するSNS上の災害関連情報の信憑性確保に係るシステム活用を検討する。
- 平時から防災・減災意識を高めるための情報発信に取り組む。

(タイムラインの策定)

- 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する。
- 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討する。

(復旧復興施策や被災者支援の取組等)

- 平時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る。
- 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む。

(応急活動等の継続のための事前対策)

- 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ業務継続計画（BCP）の策定を促進する方策を検討する。

（災害応急対策の実施体制の確立）

- 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る。

（火葬体制の確保）（再掲）

- 県内市町村や他都道府県の火葬場を活用した、「広域火葬」を実施する体制の整備に努める。

（遺体の処置体制の確保）

- 大規模災害時における遺体の埋火葬等の円滑な実施体制の確保のため、災害時の遺体の埋火葬・保管に係る資機材の確保を図る。

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

(個別企業業務継続計画 (BCP) 策定等の促進)

- 個別企業の業務継続計画 (BCP) については、災害時における事業継続の重要性を踏まえ、業務継続計画 (BCP) 策定に資する防災関連情報等の発信を促進する。
- 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシー (余剰) の確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象とした業務継続計画 (BCP) の作成や浸水防止対策の実施を促進する。

(民間企業における事業継続に資する取組の促進)

- 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う。
- 災害からの復旧復興における雇用対策として、雇用の維持・確保への取組や情報発信を推進する。

(地域連携業務継続計画 (BCP) 策定の促進)

- 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの業務継続計画 (BCP) 策定に加え重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携業務継続計画 (BCP) の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める。

(物流事業者BCP策定の促進)

- 物流事業者の業務継続計画 (BCP) について、企業毎の業務継続計画 (BCP) 策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型業務継続計画 (BCP) の策定を促進する。

(強靱化に資する適切な民間活力の導入)

- 様々な主体との役割分担の中で、市が実施すべきとした施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する。

(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)

- 道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、浸水対策等の地域の防災対策を着実に推進する。

4-2 有害物質の大規模拡散・流出

(スマート保安の普及)

- 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安の更なる普及を図る。

(有害物質等の流出防止対策)

- 技術指針に適合していない休廃止鉱山の集積場や坑道について、自然災害時に有害物質等が拡散・流出しないよう、対策を進める。
- 水素等の次世代エネルギーについても、遺漏なく安全確保対策を推進する。
- 災害時に有害物質の流出等を市民等へスムーズに情報提供できるよう、化学物質関連の届出等の情報の有効活用を図る。

(石綿飛散防止対策)

- 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し関連法令等に従った対策の徹底を指導する。また、所有者に対しても、平時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策の推進を働きかける。
- 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討を進める。
- 地震により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から硬質ポリ塩化ビニル管等への更新を進める。

(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)

- 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導する。

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・経済活動への影響**(食品産業事業者等の災害対策の強化)**

- 農地や農業施設等の被害の軽減や速やかな経営再開のため、農業版業務継続計画（BCP）に対する知識や作成方法を普及する。
- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、園芸産地における複数農業者による業務継続計画（BCP）の策定を促進する。また、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者による業務継続計画（BCP）の策定を促進する。
- 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する。

(農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化)

- 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、農業水利施設の保全対策等、総合的な防災・減災対策を推進する。

(物流インフラ網の構築)

- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋梁の耐震化や物流インフラの耐震化、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を進める。

4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(上水道、農業水利施設の耐震化等の推進)

- 上水道、農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める。

(水資源の有効な利用等の普及・推進)

- 節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する。

(水の安定供給)

- 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る。
- 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を推進する。
- 農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築する。

4-5 農地・森林等の被害に伴う被害の拡大・多面的機能の低下

(農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備)

- 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める。
- 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する。

(農地等の荒廃防止)

- 地域コミュニティ機能の低下を防ぐため、各農業団体と連携し、農業従事者への支援や後継者問題への対応など地元農業の活性化に取り組む。また、学校給食で地域の農産物を提供するなど地産地消による食育を推進し、農業・林業等の生産活動を持続し、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。
- 遊休農地の適切な管理を、地域の実情に応じて推進する。
- 良好な景観の形成、洪水防止などの防災的役割など多面的機能を有している緑・農地・水辺の保全に取り組む。

(適切な森林の整備・保全)

- 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐため、間伐及び主伐後の再生林の確実な実施を推進するとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する。

(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策

を推進する。

(野生鳥獣による食害対策等の推進)

- ニホンジカ等野生鳥獣による食害等は、森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼしているため、適正な鳥獣保護管理を推進する。
- 遊休農地の増加を防止し、農業の有する多面的機能の維持を図るため、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策を推進する。

(自然と共生した多様な森林づくりの推進)

- 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、現場におけるEco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の取組を進める。
- 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐため、地域住民と地域外関係者等が一体となった森林の保全管理や山村活性化の取組、森林境界の明確化を通じた施業の集約化により地域の森林の整備を推進する。

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1

災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等) (再掲)

- 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは市全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図るとともに、情報伝達ルートの多重化を進める。
- 災害情報を全ての市民が受け取ることができるよう、Jアラート（全国瞬時警報システムのこと。緊急地震速報等対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール等により、瞬時に伝達するシステム）と連携する情報伝達手段の多重化を促進する。
- 全ての市民が災害情報を迅速かつ確実に受け取ることができるよう、ICT技術等を活用した情報伝達手段の多重化・強靱化、地方公共団体やライフライン事業者、多様なメディア等によるLアラート（災害情報共有システムのこと。災害発生時に、地方公共団体等が、放送局等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達するシステム）の更なる利活用を推進する。
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、消防、自衛隊等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の新技術活用等を図る。

(道路被害情報共有の強化)

- 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る。

(情報伝達手段・体制の確保)

- 情報伝達体制の維持を図るため、防災行政無線、消防等の通信施設の耐震化を推進するとともに、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、電源を確保する。

(外国人に対する的確な情報発信のための体制強化)

- 外国人が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する。

(情報伝達手段の多様化の推進)

- 外国人に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める。

(効果的な教育・啓発の実施)

- 主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する。

(避難指示等の発令)

- 避難指示等の発令について、空振りをおそれず、市民に対して適時・適切・確実に情報を

提供する。また、データ提供等、専門的知見に基づく技術的助言等を関係機関に求めていく。さらに、要配慮者や観光客等に対しても避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講じる。

- 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを市民にも平時から周知する。
- 市の避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、愛知県防災情報システムの導入を促進する。

(状況情報を基にした主体的避難の促進)

- 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、市民の居住場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開するとともに、市民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う。

(避難の円滑化・迅速化)

- 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取組の充実を講じる。

5-2 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間にわたる機能の停止

(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)

- 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める。
- ライフライン事業者の早期の災害復旧作業につなげるため、関係機関との連携を図る。

(自立・分散型エネルギーの導入の促進等)

- 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する避難所等の整備を進める。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める。

(停電時における電動車等の活用)

- 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する。

5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

(民間事業者との連携による燃料の確保) (再掲)

- サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、石油燃料を確保する。
- LPガス協会と災害時の優先供給協定を締結し、災害時におけるLPガスを確保する。

(燃料輸送対策の推進)

- 燃料等の供給ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を着実に進める。

(スマート保安の普及) (再掲)

- 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安の更なる普及を図る。

5-4 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

(上下水道施設の耐震化等の推進) (再掲)

- 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する。

(水道施設の防災対策の強化)

- 水道施設故障時の応急対応を早期に行うためには、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化等を引き続き促進する。
- 上水道施設について、耐震化計画等に基づき、耐震性の不足している施設の耐震化を推進する。また、水道事業者等と連携した訓練等により応急給水の充実を図る。
- 上水道の管路更新（耐震管への更新）及び基幹管路の2条化などの管路整備を計画的に進める。
- 上水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る。

(下水道施設の耐震化等の推進)

- 下水道の処理場施設及び幹線管渠施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める。
- 迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道業務継続計画（BCP）の充実を促進する。

(農業集落排水施設等の耐震化等の推進)

- 農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化等を着実に推進する。

(浄化槽の整備)

- 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。また、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する。

(汚水処理施設の防災対策の強化)

- 汚水処理施設の耐震化・耐水化等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る。

(代替水源の確保)

- 被災時の生活用水等の確保を図るため、防災井戸や貯留槽、貯留タンク等の代替水源を確保する。

5-5 幹線道路の分断など、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(交通施設の防災対策の推進)

- 災害時の広域避難や救援物資輸送のルートを確保するため、高規格道路等へのアクセス性向上や緊急輸送道路の耐震補強、土砂災害防止対策等の強化を推進する。また、平時・災害時を問わず経済や生活を安定的に支えるため、基幹となる物流ネットワークの機能強化や主要拠点へのアクセス強化を進める。
- ライフサイクルコストの低減と効率的で持続可能な維持管理を実現するため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全によるメンテナンスへ早期に移行するための措置を集中的かつ計画的に実施する。
- 大規模災害時における道路管理者の職員不足や被災地への初期移動困難を想定し、遠隔から網羅的に道路状況が確認できる体制を確保する。また、地域防災計画を踏まえ、避難所等の防災機能強化や防災設備の整備、業務継続計画（BCP）の策定等の災害対応体制の構築を推進する。
- 災害時に機動的である自転車、バイクの特性を踏まえ、交通の混乱を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への活用を推進する。さらに、地震発生時に緊急輸送道路の通行機能を確保するため、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ対策を講じる。

(物流機能やサプライチェーンの維持)

- 災害発生時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、業務継続計画（BCP）未策定の物流事業者における業務継続計画（BCP）策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築などの取組を促進する。

(輸送ルート体制の強化)

- 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う。

(災害時における放置車両対策)

- 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する。

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1

自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)

- 復興まちづくりのための事前準備に着手する。
- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。
- 災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備する。
- サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活動の基盤となる道路の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き推進する。
- 災害時においては、被災地の地場産業の早期復興を支援する取組を講じる。
- 災害時において、暴力団等の復旧・復興事業への介入等を防止する。

6-2

災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

(復旧・復興を担う人材等の育成等)

- 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、市民への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める。また、防災人材のネットワーク化を推進する。
- 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する。
- 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく。
- 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する。

(災害ボランティアの円滑な受入)

- 市内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る。
- ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受入体制の整備を図る。
- 愛知県内や中部圏等でボランティアの受入に関する調整を行うため、愛知県や他市町村と連携体制の構築について協議を進める。

(事前復興、復興方針・体制づくりの推進) (再掲)

- 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、特に被災経験が少ない職員を中心とした技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施する。
- 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める。

- 事前復興まちづくりの取組を促進する。
- 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。
- 地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組への参画を促す。

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理計画の実効性の確保)

- 災害廃棄物処理計画策定するとともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る。
- 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。

(ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等)

- 自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入など、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める。
- 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する。

(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)

- 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、人材育成を進める。
- 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、市の回収・処理計画の策定を促進する。

(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)

- 市の廃棄物担当課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びボランティア関係団体等が平時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する。

6-4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備等が進まず復興が大幅に遅れる事態

(被災建築物や被災宅地の危険度判定)

- 地震により被災した住宅や地震又は降雨等により被災した宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。

(家屋被害への対応の迅速化)

- 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る。

- 家屋の被災状況把握や保険金支払の迅速化に向けて、デジタル技術の活用を図る。

(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)

- 応急仮設住宅の建設候補地について、建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等を進め、災害後の迅速な建設体制を整備する。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う。
- 仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、木材の生産・流通・加工体制の強化を図る。

(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)

- 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する。

(生活再建の促進)

- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を的確かつ迅速にできる体制の整備を促進する。
- 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する。
- 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を的確かつ迅速にできる体制を構築する。

(地籍調査の促進)

- 地籍調査の促進に努め、登記所備付地図の整備を進める。

(所有者不明土地への対策)

- 所有者不明土地の円滑な利用や適正管理のため、所有者不明土地対策計画の作成をはじめとした改正所有者不明土地法に基づく取組の促進に努める。

6-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)

- 河川堤防等の耐震化など地震・洪水による浸水対策や、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を整備する。
- 他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する。

(地籍整備の促進)

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や効率的な手法導入推進基本調査等による地籍整備の促進に努める。

(文化財の耐震化等の推進)

- 文化財（建造物）の耐震化については、人的被害のないよう検討を進める。防災設備についても、現在の施設等に設置されている防火設備の定期点検を実施し、適切に管理していく。また、市指定文化財である長池のマメナシ・アイナシ自生地においては、専門家の指導のもと、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち絶滅危惧種を保護する取組を現在も行っており、今後も継続していく。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。

(環境資産の喪失の防止)

- 環境的資産の喪失を防止するためには健全な森林生態系を保全していくことが必要であるため、適正な鳥獣保護管理を推進する。

(コミュニティの活力の確保等)

- 地域コミュニティの崩壊は、本市における棒の手・馬の塔・打ちはやし・ざい踊りといった無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物などにも影響するため、コミュニティの活力を保つ。そのため、市文化財の保護・継承・保存、郷土の歴史の伝承に取り組み、市民の郷土愛の醸成を図る。

(的確な情報発信のための体制強化)

- 国際的風評被害を防ぐため、多言語による災害情報発信を行う。
- 外国人が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する。
- 報道機関への情報提供と併せ、広報誌やホームページ、SNSなどを活用し、行政情報を必要とする人に、適切に提供することができるよう、積極的に発信する。

(中小企業におけるバックアップ体制の確保)

- 中小企業における生産情報・顧客情報・経理情報等について、デジタル技術を用いて把握・管理するなど、災害時のバックアップ体制確保に向けた取組を促進する。

(事前防災対策の推進)

- 各種公共施設の耐災害性強化・防災機能確保、流域治水対策、交通ネットワークの機能強化などの取組を引き続き事前防災対策として推進する。

第5章 計画推進の方策

尾張旭市の強靱化を着実に推進するため、PDCA サイクルを通じて、本計画の不断の点検・改善を行います。

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、全庁的な体制のもと、国、県、関係機関等の関係者と連携し、取組を進めます。

2 計画の進捗管理

本計画で位置づけた施策の推進方針に対して、市は、進捗状況を毎年度可能な限り定量化して把握し、必要に応じて各分野の有識者や関係者による意見・助言を受け、取組のフォローアップを進めます。また、リスクシナリオごとに選定した重要業績指標を整理し、「尾張旭市国土強靱化地域計画アクションプラン」及び「個別事業一覧表」を作成します。アクションプランの進捗管理及び個別事業一覧表の整理は毎年度行うものとします。

3 計画の見直し

本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化、基本計画の変更、愛知県地域強靱化計画の改定等を考慮し、推進すべき施策を中心に適宜適切に、本計画を見直すこととします。



(別紙)
リスクシナリオごとの脆弱性評価結果





目 次

目標1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	43
目標2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	49
目標3	必要不可欠な行政機能を確保する	60
目標4	経済活動を機能不全に陥らせない	63
目標5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	67
目標6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	72

目標1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>1-1 大規模地震に伴う、住宅や建築物等の大規模倒壊による多数の死傷者の発生</p>	<p>(住宅・建築物等の耐震化等の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震による死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑える必要がある。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ必要がある。 ○ 住宅・建築物の耐震化については、耐震診断や耐震改修に係る支援等の多様な手法を組み合わせ、耐震化を進める必要がある。 ○ 老朽化マンションについては、再生や除却につながる新たな制度や耐震化の必要性に対する認識の向上に努める必要がある。 ○ 超高層建築物等については長周期地震動の影響を考慮した安全性の検証や家具の転倒・移動による危害防止対策を進める必要がある。 <p>(電柱や大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性の解消等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等を進める必要がある。 ○ 大規模地震等の道路閉塞のリスクを軽減するため、市街地等の緊急輸送道路において無電柱化を推進するとともに、災害時において迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるための道路ネットワークの機能強化対策を推進する必要がある。 <p>(避難場所の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民の緊急避難の場や一時避難場所となる公園、緑地、広場等の整備を推進する必要がある。 <p>(施設等の質の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設・建築物等の整備を推進する必要がある。 <p>(公共施設等の防災機能強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に避難所としての機能を果たす学校施設、社会教育施設（公民館）、社会体育施設、社会福祉施設や、不特定多数が集まる文化施設等について耐震化を進めるとともに、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進する必要がある。また、トイレ整備や空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化する必要がある。なお、私立学校施設の耐震化等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける必要がある。 <p>(エレベーターへの閉じ込め防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震時に閉じ込めが起こりづらく、早期復旧が可能な機能を有するエレベーターの設置を推進するとともに、エレベーターが緊急停止し

第1章
計画の策定趣旨等

第2章
尾張旭市の地域特性等

第3章
尾張旭市の強靱化の基本的な考え方

第4章
尾張旭市の脆弱性評価と強靱化の推進すべき施策の方針

第5章
計画推進の方策

(別紙)
リスクアセスメント
脆弱性評価結果

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>た場合の、閉じ込められた乗員の救出策を検討する必要がある。</p> <p>(空き家の適正管理と解消)</p> <p>○ 周辺の住環境へ影響を与える空き家については、所有者に適正な管理を促すとともに、必要に応じて管理不全空家や特定空家等の認定を行い解消に努める必要がある。</p> <p>(防災・減災対策の不断の検討)</p> <p>○ 地震による多数の死傷者の発生を防止するため、想定される巨大地震について、防災対策の進捗状況や最新の統計情報及び知見を踏まえた被害想定の見直しを適宜実施し、現状の課題整理や今後取り組むべき防災・減災対策の検討を推進する必要がある。</p> <p>(自主防災組織等の充実強化の促進等)</p> <p>○ 災害対応機関等の災害対応力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る仕組みの構築等の推進と合わせ、大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、地域防災力の充実強化を図るため、自主防災組織等の活性化や消防団が使用する車両・資機材の充実、消防団拠点施設の耐震化の促進、教育訓練等を継続的に推進する必要がある。</p> <p>(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等)</p> <p>○ 地震の発生から揺れが到達するまでの間に少しでも身を守る行動等をとる時間を確保するため、緊急地震速報等の活用を進めていくとともに、家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。</p>
<p>1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生</p>	<p>(火災に強いまちづくり等の推進)</p> <p>○ 大規模火災のリスクが高い低層の木造建築物が密集した市街地において、不燃化された共同住宅の建築を推進するとともに、災害時の避難や延焼遮断機能を有する道路、公園等の整備を促進する必要がある。さらに、これらの整備を面的に進める土地区画整理事業や市街地再開発事業を推進し、火災被害の拡大を防ぐため、市街化区域内における公園緑地整備等、オープンスペースの確保を図る必要がある。</p> <p>(感震ブレイカー等の普及)</p> <p>○ 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災品、住宅用消火器、感震ブレイカー等の普及促進を図る必要がある。</p> <p>(水利確保や火災予防・被害軽減のための取組の推進等)</p> <p>○ 低層の木造建築物が密集した市街地の解消に向けて引き続き取組を</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>進めるとともに、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置（消防水利、防災備蓄倉庫等）、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等、ソフト対策を強化する必要がある。また、密集市街地以外においても、強風等の条件下で火災が広がるおそれがあることから、火災対策を推進する必要がある。</p> <p>（水道防災の推進）</p> <p>○ 上下水道耐震化計画に基づき、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する水道管路の耐震化を促進する必要がある。また、災害時においても速やかな機能確保ができるよう整備した耐震性貯水槽等の応急給水拠点の周知を図るとともに、地域住民との訓練等により応急給水の充実を図る必要がある。</p> <p>（住宅・建築物の耐震化の促進）</p> <p>○ 住宅・建築物の耐震化については、耐震診断や耐震改修に係る支援等の多様な手法を組み合わせ、耐震化を進める必要がある。</p> <p>（既存不適格建築物等の安全性向上の促進）</p> <p>○ 直通階段が一つの既存不適格建築物等の安全性向上のため、2方向避難の確保や避難経路・上階の防火・防煙対策を推進するとともに、当該建築物における適切な避難行動を周知する必要がある。</p> <p>（公共施設等の耐震化の推進・促進）</p> <p>○ 公共施設、医療施設、社会福祉施設等について耐震化を進める必要がある。また、天井など非構造部材の落下防止対策や、老朽化対策等を進める必要がある。</p> <p>（消防団等の充実強化の促進等）</p> <p>○ 地域防災力の向上を図るため、消防団員を確保するとともに、装備や訓練の充実、自主防災組織等との連携強化を推進する必要がある。</p>
<p>1-3 突発的又は広域的な市街地等の大規模な浸水による多数の死傷者の発生</p>	<p>（ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進）</p> <p>○ 将来見込まれる気候変動を踏まえ、引き続き治水計画等を見直す必要がある。</p> <p>○ 気候変動による降雨量の増大等により洪水や内水等の被害が毎年のように発生していることを踏まえ、県が実施する河川堤防の耐震化、築堤・河道掘削等の河川改修などに協力するとともに、管渠、貯留施設等の浸水対策施設の整備・耐水化等のハード対策を推進する必要がある。</p> <p>○ 大規模水害を未然に防ぐため、水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップなどの作成、地域水防力の強化等のソフト</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>ト対策を推進する必要がある。</p> <p>(立地の適正化)</p> <p>○ 安全・安心な居住環境を維持・確保するため、立地適正化計画に基づく適切な居住誘導等の取組を進める必要がある。</p> <p>(河川の水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等の推進)</p> <p>○ 河川の主要な水門等の自動閉鎖化・遠隔操作化等を推進する必要がある。</p> <p>(河川の改修)</p> <p>○ 河川整備計画に基づいた河川改修の促進や、適切な維持管理を行うよう愛知県に要望を行う必要がある。</p> <p>(浸水想定区域の周知・見直し)</p> <p>○ 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図等を作成・公表し、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進することなどにより、洪水等からの円滑かつ迅速な避難を確保し、水害による被害の軽減を図る必要がある。</p> <p>(橋梁や排水施設等の強化)</p> <p>○ 河川の増水により、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失を防ぐため、橋梁や道路の洗掘防止等の対策や橋梁の架け替えの検討等を推進する必要がある。また、強雨傾向等を踏まえ、道路やアンダーパス部等における排水施設及び排水設備の補修等を推進する必要がある。</p> <p>(ため池・農業用排水施設等の防災対策の推進等)</p> <p>○ 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を推進する必要がある。また、県と連携し、ソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップ作成等を進める必要がある。</p> <p>(田んぼダムの推進)</p> <p>○ 「田んぼダム」の取組を広げていくため、農地整備事業等により水田の貯留機能を向上させる農地整備を進める必要がある。</p> <p>(学校施設の浸水対策の推進)</p> <p>○ 児童・生徒の学習・生活の場であり、災害時には避難所となる学校施設について、受変電設備のかさ上げ、止水板の設置等による浸水対策を進める必要がある。なお、私立学校施設の浸水対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける必要がある。</p> <p>(グリーンインフラの推進)</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>○ 自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるため、様々な関係者による連携・協力体制の構築を図る必要がある。また、社会資本整備や土地利用に係る様々な取組にグリーンインフラを波及させるとともに、民間の参入や投資の拡大も取り込みながら継続的にグリーンインフラを推進する必要がある。</p> <p>(住宅・建築物の屋根の耐風対策)</p> <p>○ 台風等の強風により屋根被害が発生することを防ぐため、住宅・建築物の瓦屋根の耐風対策を促進する必要がある。</p> <p>(消防団の充実強化等)</p> <p>○ 消防団の充実強化とともに、水防活動の効率化・高度化を図るため、活動現場の状況報告や情報集約、共有等にデジタルデバイスの活用を検討する必要がある。</p> <p>(気候変動を踏まえた防災の推進)</p> <p>○ 近年、全国各地で豪雨等による水災害が発生していることに加え、気候変動に伴う降雨量の増加や台風の大型化等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、気候変動に対する国及び県の動向を踏まえて、対応策を検討する必要がある。</p> <p>(災害対応力の強化)</p> <p>○ 他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や市における受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。</p> <p>(継続的な防災訓練や防災教育等の推進等) (再掲)</p> <p>○ 地域防災計画の普及・啓発等により、市民等の自発的な防災行動計画(マイ・タイムライン)の作成を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進し、地域防災力の強化を図る必要がある。</p> <p>(水防災意識社会の再構築に向けた取組の推進)</p> <p>○ 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、関係機関と連携して円滑な避難、水防活動、減災対策等のため、ハード・ソフト対策を一体的に取り組む必要がある。</p>
1-4 大規模な土砂災害 (深層崩壊、土砂・洪水氾濫な	<p>(土砂災害対策の推進)</p> <p>○ 豪雨のみならず南海トラフ地震等、将来発生が予想されている大地震を踏まえて人家が集中している箇所やまちづくり等の観点から特に重要な地域及び社会・経済活動を支える基礎的なインフラを守るため</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>ど) 等による多数の死傷者の発生</p>	<p>引き続き砂防施設等の整備により土砂・流木災害対策を推進する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害警戒区域等の周知や土砂災害警戒情報その他の防災情報の提供、避難訓練を始めとする啓発活動により、平時及び異常気象時において、土砂災害の危険性の市民への周知を図る必要がある。また、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。 ○ 盛土等に伴う土砂災害を防止するため、盛土等の安全性の把握・確認等を進める必要がある。 <p>(ため池・農業用排水施設等の防災対策の推進等) (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修等を推進する必要がある。また、県と連携し、ソフト対策として防災重点農業用ため池のハザードマップ作成等を進める必要がある。 <p>(山地災害、森林等の保全機能の低下への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐためには、山地災害防止や水源涵養機能等の森林の公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林を推進する必要がある。森林の整備に当たっては、必要に応じ森林被害の防止対策を図るとともに、在来種の活用など、自然と共生した多様な森林づくりを図る必要がある。 <p>(亜炭坑跡地対策の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 亜炭坑跡の実態を把握するための調査及び充填に関する事業について、許可権者である国に継続的な支援制度の創設を要望していく必要がある。

目標2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>	<p>(災害対応の体制・資機材強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛隊、警察、消防等において、迅速な救助・救急活動等に向けた災害対応力強化、情報通信施設、夜間対応も含めた装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化、自主防災組織等の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材等の確保を推進する必要がある。また、応援部隊の活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。さらに、市内において、応援部隊の一次集結やベースキャンプ機能を果たす防災拠点の整備検討を進める必要がある。 <p>(災害対応業務の実効性の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務、情報共有・利活用等について、標準化を推進する必要がある。 ○ 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標をもって合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高める必要がある。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。 ○ 地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を行政関係機関へ伝達できる仕組みを構築する必要がある。 <p>(地域の活動拠点施設の耐災害性の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における活動拠点となる消防施設等の耐災害性を更に強化する必要がある。また、消防救急無線等の情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を推進する必要がある。 <p>(道路ネットワークの整備、道路の災害対策、道路啓開の円滑化の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において、救助・救急活動が円滑に実施できるよう、道路拡幅、踏切除却や交差点改良等の整備、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備、道路の防災、地震対策、洪水、土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に進める必要がある。 ○ 装備資機材の充実、官民の自動車プローブ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開といった活動を円滑に行う必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(住宅・建築物等の耐震化の促進)</p> <p>○ 住宅・建築物等の耐震化を進め、死傷者の発生を抑制する必要がある。</p> <p>(避難行動要支援者の救助・救急活動)</p> <p>○ 個別避難計画の作成を促進するとともに、避難行動要支援者一人ひとりが災害時に的確な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組などを推進する必要がある。</p> <p>(消防団員の確保)</p> <p>○ 地域によっては、火災時において消防団が果たす役割が極めて高くなることから、人口減少、人口流出対策を含め、火災現場対応に十分な団員数が確保される取組を実施する必要がある。</p> <p>(消防団等の充実強化の促進等) (再掲)</p> <p>○ 公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。</p> <p>○ 消防団や女性消防クラブ、少年少女消防団との連携強化を図るとともに、施設や車両、装備品などの計画的な整備により、消防活動や大規模災害への対応強化に取り組む必要がある。</p> <p>(後方支援を担う新たな防災拠点の確保)</p> <p>○ 広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を行うため、新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う必要がある。</p> <p>(いのちと暮らしを支える交通環境の形成)</p> <p>○ 地理的、自然的、社会的条件が厳しい地域においては、災害時の避難活動の迅速化や緊急輸送手段の確保が必要であるため、道路ネットワークの信頼性確保等、複数の手法を適切に組み合わせて対処する必要がある。</p> <p>(ヘリコプターやドローンを活用した情報収集)</p> <p>○ 発災時に被害情報の把握が遅れることで救急・救助活動等に支障が出るおそれがあるため、ヘリコプターやドローン等を活用した被災状況等の災害関連情報の収集・集積の高度化を図る必要がある。</p> <p>(防災協力農地として利用できる都市農地の確保)</p> <p>○ 都市農地が持つ防災機能を再評価し、災害時の避難場所、資材置き場、食料品の供給拠点等として活用する防災協力農地の検討を行う必要がある。</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各農業団体と連携し、農業従事者への支援や後継者問題への対応など地元農業の活性化に取り組む必要がある。また、学校給食で地域の農産物を提供するなど地産地消による食育を推進する必要がある。
<p>2-2 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺</p>	<p>(医療施設における自立・分散型エネルギー供給の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、医療機関の自家発電設備の強化を実施する必要がある。また、エネルギー効率の高い設備の導入や、非常用電源の確保、自立・分散型エネルギー設備の導入、LPガスや灯油など、多様なエネルギー源の活用など、耐災害性の向上を促進する必要がある。 <p>(医療リソースの供給体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ地震など多数の負傷者が想定される災害に対応した、医療リソース（水・食料や燃料、医師や薬剤、治療設備等）の需要量に比し、被災を考慮した地域の医療リソースの供給可能量、被災地域外からの供給可能量が不足している可能性が高いため、その輸送手段の容量・速度・交通アクセス等も含め、関係自治体間や民間団体等と具体の検討を行い、医療リソースの供給体制を確立する必要がある。 ○ 今後発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害への備えとして、災害時における医療提供体制の充実・強化を図るため、救急医療機関等に対して、病院の診療機能を3日程度維持するために給水設備（受水槽、地下水利用施設）の設置等を推進する必要がある。 <p>(連絡体制・通信手段の確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時において社会福祉施設等の被災状況や支援ニーズ等を把握するとともに、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげる必要がある。 <p>(医薬品等の供給確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害等発生時における医薬品等の安定供給確保については、有事の際に効果的な対応ができるよう、県との連携体制を構築していくことや、必要に応じた医薬品等の供給計画や備蓄状況等の点検・見直しを協定締結先に求める必要がある。 <p>(被災者の保健医療福祉ニーズへの対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害時にも迅速に医療機能を提供できるよう、地域の医療機関の活用を含めた連携体制の構築を図る必要がある。また、応援医療チームの活動に必要な環境を整えるなど、受援体制の強化を図る必要がある。 ○ 多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(災害時の医療提供のためのインフラ・物流の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救援救助、緊急物資輸送等ルートを早期確保し、支援物資物流を確保するため、代替性確保のための幹線道路等の整備及びアクセス向上、道路橋梁の耐震補強、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強、無電柱化、下水道のマンホール浮上対策、環状交差点の活用、洪水・土砂災害対策等を進める必要がある。 ○ 患者及び医薬品等の搬送ルートの優先的な確保など道路啓開計画の実効性向上の取組を進める必要がある。 ○ 交通渋滞により、緊急車両が到達できない事態を回避するため、関係機関が連携し、自動車の通行に関する情報を迅速に把握し、緊急輸送の確保をはじめとした交通対策への活用を進める必要がある。また、通行止め等の交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。 <p>(民間事業者との連携による燃料の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、石油燃料を確保する必要がある。 ○ LPガス協会と災害時の優先供給協定を締結し、災害時におけるLPガスを確保する必要がある。 <p>(社会福祉施設の災害対応機能の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉施設の耐震化や非常用電源の確保など、災害対応機能の強化を図る必要がある。 <p>(要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の緊急一時的な社会福祉施設への受入体制の整備を図る必要がある。 <p>(要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において要配慮者に対して緊急的に対応できるよう、民間事業者、団体等の広域的な支援ネットワークを構築する必要がある。 <p>(住宅・建築物の耐震化、家具の転倒防止策等の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組む必要がある。
<p>2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす多</p>	<p>(避難所における良好な生活環境の確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所等における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等に基づき、スフィア基準等を踏まえた避難所の適切な設置・運営等に資する取組を

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死の発生</p>	<p>推進する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難生活支援分野において、災害関連死の防止、避難生活環境の向上を図るため、避難生活支援における地域のボランティア人材を育成するスキルアップ研修を実施するとともに、当該人材を地域・避難所とマッチングするための仕組みを研究する必要がある。 ○ 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要がある。避難所運営を始めとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組を推進する必要がある。また、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和2(2020)年5月)」を踏まえ、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図るとともに、自主防災組織や消防団等においても女性の参画を拡大する必要がある。 <p>(避難生活における要配慮者支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障がい者、妊産婦などの要配慮者に配慮した生活環境の整備に必要な措置を講じる必要がある。また、避難所における通訳や生活衛生の確保に必要な専門的人材の確保を図ることなどにより、避難生活支援体制の構築を図る必要がある。また、要配慮者対策としての福祉避難所の指定の促進、被災者の受入可能な施設等の体制を構築する必要がある。 ○ 災害時に障がい者が必要な情報を取得することができるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制を整備する必要がある。 <p>(被災者の健康管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安等が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。 ○ 大規模な自然災害の発生に伴い、感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要防疫業務用設備などの資材供給不足が起きないようにする等、必要に応じた対応が可能な体制を維持する必要がある。 ○ 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策を実施する必要がある。 <p>(避難所の運営体制等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者、外国人等の被災者の多様性や地域の実情に合わせた避難所運営マニュアル

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>ルの作成を促進する必要がある。また、地域住民と協働した避難所開設・運営訓練の実施など地域が主体となった取組を促す必要がある。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル技術を活用した機器の利用やシステム導入など、災害情報の伝達や避難所運営などの災害対応業務の効率化に取り組む必要がある。 ○ 社会福祉に精通した職員・NP0等の避難所運営への参画を図る必要がある。 <p>(ペット防災の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所におけるペット受入れ体制の整備等を推進する必要がある。 <p>(避難行動要支援者への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市における避難行動要支援者名簿の作成や活用、個別避難計画の策定を促進することなど、災害時に自ら避難することが困難な者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るための支援を行う必要がある。 <p>(避難所以外への避難者の対策の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車中泊避難や在宅避難など、多様な避難の在り方を踏まえて、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」への転換に適切に対応し、避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、対策を強化する必要がある。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成等の事前準備を促進する必要がある。 <p>(避難所の耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 洪水時において建築物の機能継続を図るため、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン（令和2(2020)年6月)」を踏まえた対策を推進する必要がある。 ○ 学校施設の非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策や浸水・土砂災害対策、防災機能強化等を推進する必要がある。なお、私立学校施設の老朽化対策等については、設置者に委ねられるものであるため、設置者へ働きかける必要がある。 ○ 避難所となる施設等の耐震改修やバリアフリー化、避難場所となる施設等の屋上部分等への対空表示の標示（防災関係機関への地点番号のデータ配布）を行う必要がある。また、避難所における再生可能エネルギー等の導入、ライフラインの確保等を促進する必要がある。 ○ 下水道が使用できない場合に備え、マンホールトイレの整備など、衛生的なトイレの確保に関する取組を促進する必要がある。 <p>(ごみやし尿の処理体制の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみやし尿による避難生活環境の悪化を防止するため、発災後の様

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>相を想定した、ごみやし尿の収集運搬体制・処理体制の構築を促進する必要がある。</p> <p>(火葬体制の確保)</p> <p>○ 県内市町村や他都道府県の火葬場を活用した、「広域火葬」を実施する体制の整備に努める必要がある。</p> <p>(地区防災計画の策定・充実の促進)</p> <p>○ 地区防災計画制度の普及・啓発等により、市民の自発的な防災行動計画（マイ・タイムライン）の作成を促すとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。</p> <p>○ 地域の様々な社会問題に対応するため、自治会やボランティアなど市民による多様かつ主体的な活動が行われるよう、地域コミュニティの活性化に向けた取組を積極的に行う必要がある。</p> <p>(住宅・建築物の耐震化等)</p> <p>○ 膨大な数の被災者が発生し、避難所が大幅に不足するのを可能な限り回避するため、住宅・建築物の耐震化や常時消防力の強化、消防団等の充実強化等を進める必要がある。また、指定避難所とされている公共施設の耐震化等を進め、収容力の低下を防ぐ必要がある。</p> <p>(備蓄等の促進)</p> <p>○ 避難所で必要となる水、食料、燃料などの必要物資の確保に関し、水道の応急対策の強化、断水時における地下水、雨水などの多様な代替水源の利用に関する検討及び利用機材の普及促進、円滑な支援物資輸送を実施するための体制の構築、効率的な災害救援派遣や救援物資の供給などの後方支援を行う人材育成を進め、物資の不足が生活環境の極度の悪化につながらないようにする必要がある。</p> <p>○ 自主防災組織などと情報共有しながら必要な資機材や食糧の備蓄を進めるとともに、避難者の受入れ体制を整備する必要がある。</p> <p>○ 被害の小さかった住宅の市民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を促す必要がある。</p> <p>(避難に関する自治体の相互連携)</p> <p>○ 多数の避難者に相当する収容能力のある施設が不足する地域について、県・近隣市町村等の関係機関の施設の相互利用や、民間施設等の利用の可否について検討を進める必要がある。また、市域をまたいだ広域避難について、自治体間の災害時応援協定を基本とした、相互の避難者受入体制の整備を図る必要がある。</p>
2-4	(応急用食料や生活必需品等の調達)

第1章
計画の策定趣旨等

第2章
尾張旭市の地域特性等

第3章
尾張旭市の強靱化の基本的な考え方

第4章
尾張旭市の脆弱性評価と強靱化の推進すべき施策の方針

第5章
計画推進の方策

(別紙)
リスコンアリオJCS
脆弱性評価結果

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料物資や生活必需品が調達できない場合を回避するため、平時に民間事業者等の協力の下、応急用食料や生活必需品の調達可能量の調査を行い、備蓄等により物資の不足が生じないようにする必要がある。また、耐震性備蓄倉庫の整備を図る必要がある。 ○ 応急用食料の調達の実効性について、図上訓練等を通じ検証を継続する必要がある。さらには、被災地の道路状況や食品工場の操業状況等を勘案して、最適な食料供給の方法を検討するとともに、調理の必要性も勘案し、調達方法と合わせて精査する必要がある。 <p>(物資調達・供給体制、受援体制の構築等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲料水に関しては、応急給水拠点の周知を図るとともに、地域住民との訓練等により応急給水の充実を図る必要がある。 <p>(上下水道施設の耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する必要がある。 <p>(燃料供給の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービスステーションの燃料在庫能力の強化を図るとともに、サービスステーションにおける防災訓練を促す必要がある。 ○ 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電の整備・稼働等により、地方公共団体・医療機関等が災害時でも機能確保できるように備える必要がある。 ○ 避難施設の機能維持、避難者の安全確保の観点から、災害時にも対応可能な天然ガス（都市ガス）利用設備の導入を行うことで、避難者の安全性確保、災害時における重要施設の機能維持が図れるよう備える必要がある。 ○ 災害時の燃料として有効性が高いLPガス・関連機器（カセットコンロ等）について避難施設や家庭等への普及を推進する必要がある。 <p>(輸送ルート確保対策の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物資輸送ルートを実際に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路（代替・補完路を含む。）などを含む幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。 ○ 大規模災害時の救急救命・復旧活動を支えるため、緊急輸送道路の道路橋の耐震補強を推進する必要がある。また、交通麻痺により物資が運べなくなることを抑制できるよう、道路構造物の液状化対策を推進する必要がある。 ○ 大規模地震発災後の緊急輸送道路等の通行を可能とするため、実動訓練等を通じ、放置車両移動など対応能力を強化する必要がある。 ○ 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネ

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>ルギー供給の停止を防ぐために、現地に燃料等を輸送する体制づくりを進める必要がある。引き続き、訓練等を通じ関係機関との協力体制の強化に努める必要がある。</p> <p>(迅速な輸送経路啓開等に向けた体制整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。 <p>(食料・燃料等の備蓄)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 想定避難想定者数の3日分の食料・飲料水を備蓄する必要がある。 <p>(備蓄等の促進) (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民に対して必要な非常持出品や備蓄品を備えておくよう周知啓発を促進する必要がある。
<p>2-5 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生による混乱</p>	<p>(帰宅困難者等の受入態勢の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震発生時に大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始することを防止するため、不特定多数が集まる駅施設等について、関連事業者の連携を強化し、多数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保等の対策を図る必要がある。滞在场所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設（自家発電設備、貯水槽、マンホールトイレ等）の耐震化その他の整備を促進する必要がある。また、滞在者等の安全の確保に向けた取組を一層促進する必要がある。 <p>(帰宅困難者等対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な地震が発生した場合における主要駅周辺地域等の滞在者等の安全と都市機能の継続を図るため、ソフト・ハード両面の対策を推進する必要がある。 ○ 大量の帰宅困難者等が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合に、緊急車両の通行を妨げる等応急活動に支障を来すことを防ぐため、行政機関や鉄道事業者等の関係者が連携し、帰宅困難者等対策を推進する必要がある。 ○ 平時より、一斉帰宅抑制の基本原則の普及を図るとともに、鉄道・バスの運行や道路交通の現状及び見通しに関する情報、子供の安否情報等を逐次的確に得られる仕組みの導入や住宅の耐震化等、家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。 <p>(帰宅支援場所の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 想定を超える大量の帰宅困難者等の発生・混乱を抑えるため、休憩・情報提供等の帰宅支援場所となる施設、広場等の整備を推進する

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>必要がある。</p> <p>(災害時の道路情報提供体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通渋滞により代替バスの円滑な運行ができなくなる事態を回避するため、通行止めなどの交通規制、渋滞等を提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、市民の理解と協力を促す必要がある。 ○ 鉄道の運行再開について、速やかに運行を再開できるよう鉄道会社へ協力するとともに、部分的な運行再開が旅客集中による混乱を招く可能性があること等も踏まえ、運行再開時の相互協力などが速やかに行えるよう関係事業者間における連携体制を強化する必要がある。
<p>2-6 大規模な自然災害 と感染症との同時 発生</p>	<p>(衛生環境の確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症法に基づく消毒や害虫駆除等に必要な防疫業務用設備などの衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。 ○ 災害時における感染症の発生・まん延を防止するため、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する必要がある。 ○ 屋外の衛生環境を悪化させる大規模水害を防止する必要がある。 <p>(医療活動を支える取組の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時、被災自治体の指揮調整機能の混乱、業務量増加、人手不足が生じ、円滑に保健医療福祉活動が進められず、健康危機管理対応が困難となることが懸念される。災害において防ぎ得る死と二次健康被害の最小化に対応するため、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の応援要請を行い、感染症対策や衛生管理、避難所の健康管理等が円滑に進むように受援体制を整える必要がある。 ○ 大規模な自然災害時において疫病・感染症等のまん延を防ぐためには、被災地における医療関係者不足の解消や医療施設の防災機能確保などにより医療機能が麻痺しないようにする必要がある。 <p>(避難所等における衛生環境の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染症まん延下における自然災害対応を円滑に実施するため、避難所の収容力の確保、水、食料、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保や要配慮者等にも配慮した取組を推進する必要がある。 ○ 避難者にインフルエンザ、ノロウイルス、O-157、新型コロナウイルスなどが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策を計画しておく必要がある。 ○ 医療活動や避難所等における感染症対策に必要な資機材確保を支えるため、交通ネットワーク強化を図る必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(下水道施設の耐震化等)</p> <p>○ 大規模自然災害時においても、下水道が最低限有すべき機能を確保するため、下水道施設の耐震化、老朽化対策を早急に進めるとともに、下水道業務継続計画（BCP）の充実を促進する必要がある。</p>

第1章
計画の策定趣旨等

第2章
尾張旭市の地域特性等

第3章
尾張旭市の強靱化の基本的な考え方

第4章
尾張旭市の脆弱性評価と強靱化の推進すべき施策の方針

第5章
計画推進の方策

(別紙)
リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱</p>	<p>(警察機能の確保と災害対処能力の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市を管轄する守山警察署（名古屋市守山区）に対し、災害時における警察機能の確保のため、警察活動に必要な通信設備・通信指令設備の更新整備や、機動警察通信隊等の対処能力の更なる向上などについて、県や警察本部と連携し、必要な要望・働きかけを行う必要がある。また、地域特性や実災害を踏まえた実践的訓練や関係機関との合同訓練を通じ、警察災害派遣隊との連携強化等、災害対処能力の一層の向上を図る必要がある。 <p>(道路交通の混乱を最小限に抑える体制の確立等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通情報の集約や、官民の自動車プローブ情報の活用による迅速かつ的確な交通規制等を実施し、交通情報を一元的に提供することで道路交通の混乱を最小限に抑えるため、災害時においても安定して稼働する広域交通管制システムを活用する必要がある。 ○ 交通情報の集約など、道路交通の混乱を最小限に抑える体制を確立する必要がある。併せて、道路利用者に対する交通情報の一元的な提供等により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要がある。 <p>(公共の安全等の秩序維持体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察、防犯ボランティアとの連携の強化を図る必要がある。 ○ 治安の悪化等を防ぐため、市の機能維持のための体制強化に係る取組を推進する必要がある。 ○ 平時より、防犯などに関する地域活動団体を支援するとともに、地域や警察、学校、各種団体と連携し、各世代に合わせた啓発を実施するなど、自衛や未然防止対策に取り組む必要がある。また、青少年の非行防止の活動に取り組む必要がある。
<p>3-2 行政機関等の職員、施設等の被災による機能の大幅な低下</p>	<p>(自治体の業務継続計画（BCP）の見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対応現場の中心的役割を担う地方公共団体等の機能確保は、極めて重要であることから、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。そのための業務継続計画（BCP）については、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めるとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、また、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂する必要がある。 ○ 庁舎、職員等の被害想定に基づいた業務継続計画（BCP）の見直しや、訓練をすることで実効性の向上を図り、業務継続力を強化する必要がある。また、災害対応業務の増加や、職員や家族の被災、交通麻痺等で職

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>員が庁舎に参集できないことにより、行政機能が損なわれることを回避するため、連絡手段の確保や、参集途上での情報収集伝達手段の確保等をするとともに、民間企業、専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等の活用を図り、様々な事態を想定した教育及び明確な目的を持った合同訓練等を継続していく必要がある。</p> <p>(行政機関等の職員の不足への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災市町村への応援体制を整備するとともに、他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。 ○ 防災訓練や研修等を定期的実施し、連絡手段の実効性の確保や、スキル・ノウハウの取得、受援体制の強化等を図り、限られた人員でも臨機応変に対応することで十分な機能を確保できるよう、災害対応経験のある地方公共団体OB・OGの活用を検討する必要がある。その際、通信設備の整備・強靱化、システムの統合・標準化を通じ、操作性に配慮したデジタル機器を導入する必要がある。 <p>(公共施設等の耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設等の耐震化状況を把握し、耐震対策を推進する必要がある。 ○ 電力供給遮断などの非常時においても、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）においては、機能維持等に電力を必要とするため、非常用電源の充実や、再生可能エネルギー等の導入を推進する必要がある。 <p>(防災拠点等の電力確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関連施設等の重要施設への電力の臨時供給のため、非常用電源の耐震化や水害対策を推進するとともに、給電車等による電力確保に努める必要がある。 <p>(業務バックアップ拠点となり得る施設の耐震化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る、消防庁舎、学校、社会教育施設（公民館）、社会体育施設等の耐震化等を促進する必要がある。 <p>(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報システムや通信手段が途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図るとともに、情報伝達ルート多重化を進める必要がある。 <p>(情報発信体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 逃げ遅れを防ぐための情報発信や救助要請等の情報収集・共有等へ

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>のSNS活用を検討する必要がある。また、個人が発信するSNS上の災害関連情報の信憑性確保に係るシステム活用を検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平時から防災・減災意識を高めるための情報発信に取り組む必要がある。 <p>(タイムラインの策定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最大規模の洪水等に係る浸水想定を踏まえ、関係機関が連携した広域避難、救助・救急、緊急輸送等ができるよう、協働してタイムラインの策定を検討する必要がある。 ○ 大型台風等の接近時などの実際のオペレーションについて、関係者が情報を共有し、連携しつつ対応を行うための関係者一体型タイムラインの策定を検討する必要がある。 <p>(復旧復興施策や被災者支援の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平時から、大規模災害からの復興に関する法律の実際の運用や災害復旧を効率的・効果的に行うための全体的な復旧に係る取組・手順等を国及び地方公共団体で共有し、災害からの復旧・復興施策や発災時の被災者支援の取組の向上を図る必要がある。 ○ 被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう取り組む必要がある。 <p>(応急活動等の継続のための事前対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関が応急活動、復旧・復興活動等を継続できるよう、庁舎や消防署等の重要施設の浸水リスクが低い場所への立地を促進するほか、浸水防止対策やバックアップ機能の確保等を盛り込んだ業務継続計画（BCP）の策定を促進する方策を検討する必要がある。 <p>(災害応急対策の実施体制の確立)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 降雨時の気象状況、気象等特別警報・警報、洪水予報、土砂災害警戒情報、台風情報等の防災気象情報を収集し、災害の発生が予想される場合には、職員の参集、災害対策本部の速やかな設置等により災害即応態勢の確保を図る必要がある。 <p>(火葬体制の確保) (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内市町村や他都道府県の火葬場を活用した、「広域火葬」を実施する体制の整備に努める必要がある。 <p>(遺体の処置体制の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時における遺体の埋火葬等の円滑な実施体制の確保のため、災害時の遺体の埋火葬・保管に係る資機材の確保を図る必要がある。

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下</p>	<p>(個別企業業務継続計画 (BCP) 策定等の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別企業の業務継続計画 (BCP) については災害時における事業継続の重要性を踏まえ、業務継続計画 (BCP) 策定に資する防災関連情報等の発信を促進する必要がある。 ○ 水害に対する対策を実施している企業は少ないことから、企業等の被害軽減や早期の業務再開を図るため、代替機能の確保、重要な資料やデータ等の上層階等への搬送、電力等が途絶した時の代替手段やサプライチェーンにおけるリダンダンシー (余剰) の確保等の具体的な内容を定めた、水害も対象とした業務継続計画 (BCP) の作成や浸水防止対策の実施を促進する必要がある。 <p>(民間企業における事業継続に資する取組の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業の災害対応力を高めるとともに、中小企業の事業活動継続に向けた支援を行う必要がある。 ○ 災害からの復旧復興における雇用対策として、雇用の維持・確保への取組や情報発信を推進する必要がある。 <p>(地域連携業務継続計画 (BCP) 策定の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、企業ごとの業務継続計画 (BCP) 策定に加え重要な産業施設において、一企業の枠を超えて地域単位で事業継続力強化を図る地域連携業務継続計画 (BCP) の普及を図るとともに、訓練等を通じて実効性を高める必要がある。 <p>(物流事業者業務継続計画 (BCP) 策定の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物流事業者の業務継続計画 (BCP) について、企業毎の業務継続計画 (BCP) 策定に加え、物資輸送に係る物流専門家の派遣、育成、救援物資の第一次集約拠点の検討などを含めた企業連携型業務継続計画 (BCP) の策定を促進する必要がある。 <p>(強靱化に資する適切な民間活力の導入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な主体との役割分担の中で、市が実施すべきとした施策についても、民間の活力を活用する各種の手法を検討し、更なる民間活力の導入を推進する必要がある。 <p>(道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路の防災、地震対策や無電柱化を進めるとともに、浸水対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。
<p>4-2</p>	<p>(スマート保安の普及)</p>

第1章
計画の策定趣旨等

第2章
尾張旭市の地域特性等

第3章
尾張旭市の強靱化の基本的な考え方

第4章
尾張旭市の脆弱性評価と強靱化の推進すべき施策の方針

第5章
計画推進の方策

(別紙)
リスクアセスメント
脆弱性評価結果

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>有害物質の大規模 拡散・流出</p>	<p>○ 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安の更なる普及を図る必要がある。</p> <p>(有害物質等の流出防止対策)</p> <p>○ 技術指針に適合していない休廃止鉱山の集積場や坑道について、自然災害時に有害物質等が拡散・流出しないよう、対策を進める必要がある。</p> <p>○ 水素等の次世代エネルギーについても、遺漏なく安全確保対策を推進する必要がある。</p> <p>○ 災害時に有害物質の流出等を市民等へスムーズに情報提供できるよう、化学物質関連の届出等の情報の有効活用を図る必要がある。</p> <p>(石綿飛散防止対策)</p> <p>○ 災害発生時の倒壊建築物等からの適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、解体業者に対し関連法令等に従った対策の徹底を指導する必要がある。また、所有者に対しても、平時から吹き付け石綿及び石綿含有吹き付けロックウールの飛散防止に向けた対策の推進を働きかける必要がある。</p> <p>○ 災害発生時に速やかに石綿飛散防止等の応急対応を実施するため、平時から、石綿使用建築物等を把握するとともに、災害時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備、応急対応に必要な資機材の確保等について検討を進める必要がある。</p> <p>○ 地震により生じる石綿管の浮き上がり、露出による破損やその処理の際に発生する石綿の飛散を未然に防止するため、石綿管から硬質ポリ塩化ビニル管等への更新を進める必要がある。</p> <p>(PCB廃棄物の適正処理による流出リスクの軽減)</p> <p>○ 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導する必要がある。</p>
<p>4-3 食料等の安定供給 の停滞に伴う、市 民生活・経済活動 への影響</p>	<p>(食品産業事業者等の災害対策の強化)</p> <p>○ 農地や農業施設等の被害の軽減や速やかな経営再開のため、農業版業務継続計画（BCP）に対する知識や作成方法を普及する必要がある。</p> <p>○ 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、園芸産地における複数農業者による業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。また、食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進・普及啓発、事業者による業務継続計画（BCP）の策定を促進する必要がある。</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>○ 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、自治体等の連携・協力体制を強化する必要がある。</p> <p>（農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化）</p> <p>○ 農林水産業に係る生産基盤等については、ため池等の農業水利施設の耐震化、農業水利施設の保全対策等、総合的な防災・減災対策を推進する必要がある。</p> <p>（物流インフラ網の構築）</p> <p>○ 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路橋梁の耐震化や物流インフラの耐震化、輸送モード相互の連携、平時における産業競争力強化の観点も兼ね備えた物流インフラ網の構築を進める必要がある。</p>
<p>4-4 異常渇水等による 用水供給途絶に伴う、 生産活動への 甚大な影響</p>	<p>（上水道、農業水利施設の耐震化等の推進）</p> <p>○ 上水道、農業水利施設の耐震化等の耐災害性強化対策や長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧を可能とするためのデジタル技術を活用した遠隔監視等を進める必要がある。</p> <p>（水資源の有効な利用等の普及・推進）</p> <p>○ 節水に関する指導・助言やポンプの貸出し等、総合的に渇水対策を実施する必要がある。</p> <p>（水の安定供給）</p> <p>○ 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水、農業用水との調整による水道原水のバックアップが円滑にできるよう、水道施設台帳のデジタル化、情報連絡・活動体制に係る訓練、応急給水施設の整備、資機材の確保等の強化を総合的に図る必要がある。</p> <p>○ 気候変動等の影響により、渇水が更に深刻化するおそれがあることから、関係者が連携して渇水による影響・被害を想定した上で、渇水による被害を軽減するための対策や危機時の代替水源の確保等の取組を推進する必要がある。</p> <p>○ 農業・水道用水の供給不足が生じた場合における、限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築する必要がある。</p>
<p>4-5 農地・森林等の被害に伴う被害の拡大・多面的機能の低下</p>	<p>（農地や農業水利施設等の保全管理と体制整備）</p> <p>○ 日本型直接支払制度等を活用し、地域の主体性・協働力を活かした農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進するとともに、排水施設等の機能確保を進める必要がある。</p>

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>○ 農業水利施設等の耐震化等の施設整備を進める必要がある。また、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する必要がある。</p> <p>(農地等の荒廃防止)</p> <p>○ 地域コミュニティ機能の低下を防ぐため、各農業団体と連携し、農業従事者への支援や後継者問題への対応など地元農業の活性化に取り組む必要がある。また、学校給食で地域の農産物を提供するなど地産地消による食育を推進し、農業・林業等の生産活動を持続し、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る必要がある。</p> <p>○ 遊休農地の適切な管理を、地域の実情に応じて推進する必要がある。</p> <p>○ 良好な景観の形成、洪水防止などの防災的役割など多面的機能を有している緑・農地・水辺の保全に取り組む必要がある。</p> <p>(適切な森林の整備・保全)</p> <p>○ 豪雨災害等による林地の被害の拡大を防ぐため、間伐及び主伐後の再造林の確実な実施を推進するとともに、森林被害を防止するための鳥獣害対策を推進する必要がある。</p> <p>(適切な公園施設の整備・長寿命化対策の推進)</p> <p>○ 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。</p> <p>(野生鳥獣による食害対策等の推進)</p> <p>○ ニホンジカ等野生鳥獣による食害等は、森林の公益的機能の発揮にも影響を及ぼしているため、適正な鳥獣保護管理を推進する必要がある。</p> <p>○ 遊休農地の増加を防止し、農業の有する多面的機能の維持を図るため、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策を推進する必要がある。</p> <p>(自然と共生した多様な森林づくりの推進)</p> <p>○ 自然災害への暴露の回避及び脆弱性の低減の両面から、現場におけるEco-DRR（生態系を活用した防災・減災）の取組を進める必要がある。</p> <p>○ 山地災害防止等の森林の公益的機能の低下を防ぐため、地域住民と地域外関係者等が一体となった森林の保全管理や山村活性化の取組、森林境界の明確化を通じた施業の集約化により地域の森林の整備を推進する必要がある。</p>

目標5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>5-1 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態</p>	<p>(情報通信機能の耐災害性の強化・高度化等) (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害情報システムや通信手段が、一部の地域若しくは市全体にわたって途絶えることのないよう、情報通信機能の脆弱性評価を行い耐災害性の強化、高度化を図るとともに、情報伝達ルート多重化を進める必要がある。 ○ 災害情報を全ての市民が受け取ることができるよう、Jアラート（全国瞬時警報システムのこと。緊急地震速報等対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メール、等により、瞬時に伝達するシステム）と連携する情報伝達手段の多重化を促進する必要がある。 ○ 全ての市民が災害情報を迅速かつ確実に受け取ることができるよう、ICT技術等を活用した情報伝達手段の多重化・強靱化、地方公共団体やライフライン事業者、多様なメディア等によるJアラート（災害情報共有システムのこと。災害発生時に、地方公共団体等が、放送局等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達するシステム）の更なる利活用を推進する必要がある。 ○ 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう警察、消防、自衛隊等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機等の新技術活用等を図る必要がある。 <p>(道路被害情報共有の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害時の道路被害情報を共有する道路情報システムについて、道路啓開情報も含めた情報を有効かつ効率的に収集・共有するためシステム連携の強化を図る必要がある。 <p>(情報伝達手段・体制の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報伝達体制の維持を図るため、防災行政無線、消防等の通信施設の耐震化を推進するとともに、自家発電装置の設置やその燃料を確保し、電源を確保する必要がある。 <p>(外国人に対する的確な情報発信のための体制強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する必要がある。 <p>(情報伝達手段の多様化の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人に必要な災害情報が伝わるよう、多言語化やITを活用した分かりやすい情報発信等を進める必要がある。

第1章
計画の策定趣旨等

第2章
尾張旭市の地域特性等

第3章
尾張旭市の強靱化の基本的な考え方

第4章
尾張旭市の脆弱性評価と強靱化の推進すべき施策の方針

第5章
計画推進の方策

(別紙)
リスコンアリオJCS
脆弱性評価結果

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(効果的な教育・啓発の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主体的な避難行動を促進するため、ハザードマップの作成・周知など早期避難に繋がる効果的な教育・啓発の取組を推進する必要がある。 <p>(避難指示等の発令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難指示等の発令について、空振りをおそれず、市民に対して適時・適切・確実に情報を提供する必要がある。また、データ提供等、専門的知見に基づく技術的助言等を関係機関に求めていく必要がある。さらに、要配慮者や観光客等に対しても避難指示等の情報が確実に伝達されるよう適切な措置を講じる必要がある。 ○ 避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するとともに、そのような事態が生じ得ることを市民にも平時から周知する必要がある。 ○ 市の避難判断プロセスの効率化、災害対応業務の省力化を図るため、愛知県防災情報システムの導入を促進する必要がある。 <p>(状況情報を基にした主体的避難の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 最大規模の洪水・内水に係る浸水想定区域図を作成・公表することなどにより、市民の居住場所等に関する災害リスクを正しく認識し、あらかじめ適切な避難行動を確認すること等を促進するための施策を展開するとともに、市民の避難力の向上に向けて防災知識の普及に関する施策を展開する必要がある。さらに、現在発表されている気象予警報等の各種防災情報について、必要な改善等を進め、丁寧で適切な情報提供に努めるほか、避難を促す状況情報の提供を行う必要がある。 <p>(避難の円滑化・迅速化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生前のリードタイムを考慮した避難ができるよう避難に関するタイムラインや避難計画の策定、これらに基づく避難訓練の実施等を促進するための方策を検討し、避難行動要支援者等を含めた避難の円滑化・迅速化を図るための事前の取組の充実を講じる必要がある。
<p>5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間にわたる機能の停止</p>	<p>(電力設備等の早期復旧体制整備の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害により電柱の倒壊や倒木等が発生し、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電力事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と、早期復旧のための協力体制の整備を進める必要がある。 ○ ライフライン事業者の早期の災害復旧作業につなげるため、関係機関との連携を図る必要がある。 <p>(自立・分散型エネルギーの導入の促進等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害による停電時にも、自立運営が可能な機能を有する避難

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>所等の整備を進める必要がある。その際、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギー等、多様なエネルギーを活用しながら進める必要がある。</p> <p>(停電時における電動車等の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 停電している避難所や住宅等へ、非常用電源として電力供給が可能な電動車等の活用を推進・促進する必要がある。
<p>5-3 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止</p>	<p>(民間事業者との連携による燃料の確保) (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービスステーションの石油燃料の流通在庫について、石油商業組合と災害時の優先供給協定を締結し、石油燃料を確保する必要がある。 ○ LPガス協会と災害時の優先供給協定を締結し、災害時におけるLPガスを確保する必要がある。 <p>(燃料輸送対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料等の供給ルートを確実に確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路(代替・補完路を含む。)などを含む幹線道路ネットワークの整備、輸送基盤の地震、洪水、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。 <p>(スマート保安の普及) (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保安人材の担い手不足が懸念される中、ドローンやAI、音や臭い、振動などのセンシング技術といったデジタル技術を活用し、人が点検することが困難な場所の設備の点検頻度を高める等、技術開発や人材育成を進め、スマート保安の更なる普及を図る必要がある。
<p>5-4 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止</p>	<p>(上下水道施設の耐震化等の推進) (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するため、上下水道一体となった耐震化や耐震性貯水槽などの代替性・多重性の確保を促進する必要がある。 <p>(水道施設の防災対策の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水道施設故障時の応急対応を早期に行うためには、災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、危機管理マニュアルの策定及び施設平面図のデジタル化等を引き続き促進する必要がある。 ○ 上水道施設について、耐震化計画等に基づき、耐震性の不足している施設の耐震化を推進する必要がある。また、水道事業者等と連携した訓練等により応急給水の充実を図る必要がある。 ○ 上水道の管路更新(耐震管への更新)及び基幹管路の2条化などの管路整備を計画的に進める必要がある。 ○ 上水道の重要施設への電力の臨時供給のための体制整備を図る必要

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>がある。</p> <p>(下水道施設の耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道の処理場施設及び幹線管渠施設等の耐震化・耐水化、非常時の電源確保等を推進するとともに、老朽化が進む下水道施設に対して、長寿命化も含めた戦略的維持管理、改築・更新を進める必要がある。 ○ 迅速な下水処理機能の回復を図るため、下水道業務継続計画（BCP）の充実を促進する必要がある。 <p>(農業集落排水施設等の耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業集落排水施設・漁業集落排水施設の耐震性や老朽化状況等の診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化等を着実に推進する必要がある。 <p>(浄化槽の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活環境の保全及び公衆衛生の維持を図るため、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。また、位置情報を付与した浄化槽台帳システム整備を進め、設置・管理状況の把握を推進する必要がある。 <p>(汚水処理施設の防災対策の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 汚水処理施設の耐震化・耐水化等の推進と合わせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。 <p>(代替水源の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災時の生活用水等の確保を図るため、防災井戸や貯留槽、貯留タンク等の代替水源を確保する必要がある。
<p>5-5 幹線道路の分断など、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響</p>	<p>(交通施設の防災対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の広域避難や救援物資輸送のルートを確保するため、高規格道路等へのアクセス性向上や緊急輸送道路の耐震補強、土砂災害防止対策等の強化を推進する必要がある。また、平時・災害時を問わず経済や生活を安定的に支えるため、基幹となる物流ネットワークの機能強化や主要拠点へのアクセス強化を進める必要がある。 ○ ライフサイクルコストの低減と効率的で持続可能な維持管理を実現するため、施設の機能や性能に不具合が発生する前に修繕等の対策を講じる予防保全によるメンテナンスへ早期に移行するための措置を集中的かつ計画的に実施する必要がある。 ○ 大規模災害時における道路管理者の職員不足や被災地への初期移動困難を想定し、遠隔から網羅的に道路状況が確認できる体制を確保する必要がある。また、地域防災計画を踏まえ、避難所等の防災機能強

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>化や防災設備の整備、業務継続計画（BCP）の策定等の災害対応体制の構築を推進する必要がある。</p> <p>○ 災害時に機動的である自転車、バイクの特性を踏まえ、交通の混乱を招かないことに留意しつつ、避難、救助、人員・物資の輸送等への活用を推進する必要がある。さらに、地震発生時に緊急輸送道路の通行機能を確保するため、沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐ対策を講じる必要がある。</p> <p>（物流機能やサプライチェーンの維持）</p> <p>○ 災害発生時においても物流機能やサプライチェーンを維持するため、業務継続計画（BCP）未策定の物流事業者における業務継続計画（BCP）策定や、平時からの関係者間での連絡体制構築などの取組を促進する必要がある。</p> <p>（輸送ルート体制の強化）</p> <p>○ 緊急輸送道路及び重要物流道路（代替・補完路を含む。）について、その機能を確保するために被害状況、緊急度、重要度を考慮して集中的な人員、資機材の投入を図り、迅速な応急復旧を行う必要がある。</p> <p>（災害時における放置車両対策）</p> <p>○ 大規模自然災害発生時に、道路上の放置車両や立ち往生車両によって救助活動、緊急物資輸送等災害応急対策等に支障が生じることが懸念されるため、道路管理者や警察等が連携して、放置車両などの移動を行うなど、緊急通行車両等の通行ルートを早期に確保する必要がある。</p>

目標6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態</p>	<p>(事前復興、復興方針・体制づくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 復興まちづくりのための事前準備に着手する必要がある。 ○ 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める必要がある。 ○ 災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備する必要がある。 ○ サプライチェーン寸断や生活・経済に関わる施設等被害を抑制するため、これらの活動の基盤となる道路の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き推進する必要がある。 ○ 災害時には、被災地の地場産業の早期復興を支援する取組を講じる必要がある。 ○ 災害時において、暴力団等の復旧・復興事業への介入等を防止する必要がある。
<p>6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態</p>	<p>(復旧・復興を担う人材等の育成等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 頻発する大規模災害に対応するため、災害で得られた教訓等を収集・展示し、市民への普及啓発等を実施するとともに、防災に係る専門家の育成等を進める必要がある。また、防災人材のネットワーク化を推進する必要がある。 ○ 大規模災害の経験や教訓を現場に活かす専門的研究とその成果を現場に活かしていく人材育成等を進める一方、各地域には、多分野に精通した技術者等を育成する必要がある。 ○ 復旧・復興を担う人材等が、地域に密着し、定住することができるよう、地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する必要がある。また、復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代を担う若手が、まちづくり・地域づくりに関わる仕組み・機会を整え、万一の際、復興計画への合意形成を含む、復興事業を円滑に実行できる環境を整えておく必要がある。 ○ 現場技術者の立入りが容易ではない災害現場においても、被災した防災インフラの機能を早期復旧するため、自動化・遠隔化・ICT施工技術の普及促進や必要となる人材・資機材を確保する必要がある。 <p>(災害ボランティアの円滑な受入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内ボランティア団体との連携による訓練や人材育成、各種地域組織のネットワークを活かした情報交換や連携体制の構築を図る必要がある。 ○ ボランティアによる適切な支援が行われるよう、関係者が連携し受入体制の整備を図る必要がある。 ○ 愛知県内や中部圏等でボランティアの受入に関する調整を行うため、愛知県や他市町村と連携体制の構築について協議を進める必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>(事前復興、復興方針・体制づくりの推進) (再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時における迅速な復旧を図るため、特に被災経験が少ない職員を中心とした技術力向上のための研修や、分かりやすいマニュアル・手引の作成等を引き続き実施する必要がある。 ○ 被災後、復興に向けた方針を早期に示すため、復興方針を事前に策定するとともに、被災者の生活再建支援及び産業の再建支援を迅速かつ的確に行うため、実施手順等を事前に定める必要がある。 ○ 事前復興まちづくりの取組を促進する必要がある。 ○ 自然災害から住宅・建物並びに土木構造物の被害を抑制するため、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を引き続き事前防災対策として推進する必要がある。 ○ 地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画・取組への参画を促す必要がある。
<p>6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態</p>	<p>(災害廃棄物処理計画の実効性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物処理計画策定するとともに、教育・訓練による人材育成等を行い、災害廃棄物処理体制の充実を図る必要がある。 ○ 発生推計に合わせた災害廃棄物の仮置場の確保、災害廃棄物処理に必要な資機材等の確保を促進する必要がある。仮置場の確保にあっては、応急仮設住宅建設用地など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。 <p>(ごみ焼却施設等の災害対応力の強化等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入など、大規模自然災害発生時においても速やかに災害廃棄物の処理が可能となる施設や体制の整備を進める必要がある。 ○ 老朽化したごみ焼却施設の計画的な更新を進めるとともに、廃棄物の広域的な処理体制を整備する必要がある。 <p>(災害廃棄物に含まれる有害物質の適正処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有害廃棄物を含めた災害廃棄物の処理計画や関連技術に係る被災地のノウハウを広く情報共有し、全体の対応能力の強化を図るため、研修・訓練・演習等を継続して実施し、人材育成を進める必要がある。 ○ 廃冷蔵庫やエアコン等に含まれるフロンガスの回収が適正に行われるよう、市の回収・処理計画の策定を促進する必要がある。 <p>(災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市の廃棄物担当課、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びボランティア関係団体等が平時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応する必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>6-4 事業用地の確保、 仮設住宅・仮店 舗・仮事業所等の 整備等が進まず復 興が大幅に遅れる 事態</p>	<p>(被災建築物や被災宅地の危険度判定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震により被災した住宅や地震又は降雨等により被災した宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。 <p>(家屋被害への対応の迅速化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家の被害認定調査及び罹災証明書の交付体制の確立を図る必要がある。 ○ 家屋の被災状況把握や保険金支払の迅速化に向けて、デジタル技術の活用を図る必要がある。 <p>(仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急仮設住宅の建設候補地について、建設の実現性を考慮した見直しと定期的な候補地台帳の更新を図るほか、県や民間企業等との連携により、人材や資機材の確保等を進め、災害後の迅速な建設体制を整備する必要がある。候補地の確保にあっては、災害廃棄物仮置場など、オープンスペースの他の利用用途との調整を行う必要がある。 ○ 仮設住宅、復興住宅等建設用木材の安定供給に資する取組として、森林計画制度の円滑な運営や低コスト木材生産技術の開発、木材の生産・流通・加工体制の強化を図る必要がある。 <p>(既存ストックの活用による被災者向け住宅の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者が早期に住居を確保することができるよう、県や民間企業との連携により、公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を迅速に把握し、既存ストックの活用を図ることができる体制を整備する必要がある。 <p>(生活再建の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を的確かつ迅速にできる体制の整備を促進する必要がある。 ○ 被災した住宅や宅地の危険度判定を的確に実施するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の養成を推進するとともに、訓練等の実施により実施体制の整備を推進する必要がある。 ○ 自宅居住による生活再建を促進するため、被災住宅の応急修理を的確かつ迅速にできる体制を構築する必要がある。 <p>(地籍調査の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地籍調査の促進に努め、登記所備付地図の整備を進める必要がある。 <p>(所有者不明土地への対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所有者不明土地の円滑な利用や適正管理のため、所有者不明土地対策計画の作成をはじめとした改正所有者不明土地法に基づく取組の促進に努める必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
<p>6-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態</p>	<p>(浸水等の被害軽減に資する対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川堤防等の耐震化など地震・洪水による浸水対策や、長期湛水が想定される区域における効率的かつ効果的な湛水排除を実施するための事前対策や体制を整備する必要がある。 ○ 他の自治体からの応援を迅速・効率的に受け入れる体制を整備する必要がある。また、市町村間の応援協定の締結や受援計画の策定など、受援体制の整備を促進する必要がある。 <p>(地籍整備の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、土地境界等を明確にしておくことが重要であるため、地籍調査や効率的な手法導入推進基本調査等により、地籍整備の促進に努める必要がある。
<p>6-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失</p>	<p>(文化財の耐震化等の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財（建造物）の耐震化については、人的被害のないよう検討を進める必要がある。防災設備についても、現在の施設等に設置されている防火設備の定期点検を実施し、適切に管理していく必要がある。また、市指定文化財である長池のマメナシ・アイナシ自生地においては、専門家の指導のもと、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち絶滅危惧種を保護する取組を現在も行っており、今後も継続していく必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能を始めとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。 <p>(環境資産の喪失の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境的資産の喪失を防止するためには健全な森林生態系を保全していくことが必要であるため、適正な鳥獣保護管理を推進する必要がある。 <p>(コミュニティの活力の確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域コミュニティの崩壊は、本市における棒の手・馬の塔・打ちはやし・ざい踊りといった無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物などにも影響するため、コミュニティの活力を保つ必要がある。そのため、市文化財の保護・継承・保存、郷土の歴史の伝承に取り組み、市民の郷土愛の醸成を図る必要がある。
<p>6-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ等による経済等への甚大な影響</p>	<p>(的確な情報発信のための体制強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的風評被害を防ぐため、多言語による災害情報発信を行う必要がある。 ○ 外国人が災害時に的確な避難行動ができるよう、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する必要がある。

起きてはならない 最悪の事態	脆弱性評価結果
	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報道機関への情報提供と併せ、広報誌やホームページ、SNSなどを活用し、行政情報を必要とする人に、適切に提供することができるよう、積極的に発信する必要がある。 <p>(中小企業におけるバックアップ体制の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業における生産情報・顧客情報・経理情報等について、デジタル技術を用いて把握・管理するなど、災害時のバックアップ体制確保に向けた取組を促進する必要がある。 <p>(事前防災対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種公共施設の耐災害性強化・防災機能確保、流域治水対策、交通ネットワークの機能強化などの取組を引き続き事前防災対策として推進する必要がある。

尾張旭市国土強靱化地域計画

令和2(2020)年7月策定
令和6(2024)年4月改訂
令和8(2026)年3月改定

発行 尾張旭市

〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600-1

TEL 0561-53-2111 (代表)

0561-76-8127 (直通)

FAX 0561-52-0831

URL <https://www.city.owariasahi.lg.jp>